
久留米市一般廃棄物（ごみ）処理計画

【基本計画】

《見直し版》

久留米市環境部

（平成24年3月）

《ごみ処理基本計画の策定に当たって》

市では、これからのごみ行政の拠り所となる新しいごみ処理基本計画を策定しました。これは、平成六年度に策定したごみ処理基本計画を、その後の国の法律の改正や市民の皆さんによる減量・リサイクルの取り組みの成果を踏まえて見直したものです。

新計画のキーワードは「循環」。大量生産・大量消費・大量廃棄をする私たちの暮らしは、便利な反面、深刻なごみ問題を引き起こしています。そこで、暮らし方や経済活動を見直し、市民・事業者・行政が連携し資源循環型の社会の実現を目指します。ごみ処理の流れも環境に配慮した循環型の処理を重視します。

新しい計画では、ごみの減量施策を十分踏まえて、将来にわたるごみ量の推計を見直しています。その上で、新たに、排出・収集・リサイクル・中間処理・最終処分にいたるすべての段階における処理計画を、総合的で長期的な視点から策定しました。

市民、事業者の皆さんとともに、20万都市としては画期的な17種分別収集制度などのごみ減量・リサイクルの推進によって平成11年度のリサイクル率は19.2%に達しました。ごみ減量により次期中間処理施設の建設時期を先送りすることができ、新技術による埋立地の減容効果もふまえ、新埋立地は約4割に縮小することができました。

この計画では、市域外処理の非常事態を招いた教訓を生かし、14年度完成予定の杉谷埋立地、20年度より稼働予定の新中間処理施設・リサイクルプラザなど、環境への負荷を最小限にした安全で確実なごみ処理施設ネットワークを整備することとしています。

さらに、18種分別収集にふみ出すなど、市民、事業者、行政が各々の役割を分担して、ごみを適正に再資源化することをめざし、リサイクルシティ久留米の定着、発展を図ります。

尚、市民の皆さんとともに、国や産業界に対してごみを発生源で抑制する資源循環型社会への転換を強く働きかけます。又、本市にあっても、環境基本計画の理念を第4次基本構想策定過程に反映させつつ、産業部、環境部はもとより、行政の総合調整を図りながら、環境に配慮する循環型の地域社会をめざしていきます。市民、事業者の皆さんにおかれましても、循環をキーワードに、自主的かつ積極的な活動を展開されますようお願いいたします。

平成12年3月 久留米市長

《平成23年度時点での整理について》

本計画（久留米市一般廃棄物（ごみ）処理計画（基本計画））は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、平成27年度を目標年次として、平成12年3月に策定した。

本計画では、「循環」をキーワードとして、循環型への社会構造転換でごみの発生抑制をめざし、その上で市民・事業者から排出されるごみの安全・確実な処理を行っていくために、環境に配慮した循環型のごみ処理体制の確立をめざすこととした。

そして、循環型社会の実現のためには、18種分別制度を始めとする様々なごみ減量リサイクルに市民・事業者・行政が連携して取り組み、ごみ処理施設の整備にあたっては、環境への負荷を最小限にした安全で確実なごみ処理施設ネットワークの構築をめざし、新たな中間処理施設の整備や杉谷埋立地（最終処分場）の整備などを行っていくこととした。

その後、平成17年2月に1市4町合併したことに伴って、旧4町地域におけるごみ処理制度の追加や、当初策定以降のごみ処理制度に係る状況の変化などを踏まえ、平成18年7月に内容の検討を行い必要な整理を行った。

その際、将来のごみ量推計については、それまでの動向を踏まえて見直し、さらにごみ排出量を抑制していくための数値目標として、目標年次である平成27年度におけるごみ排出量を平成8年度に対して5%削減するなどの新たな目標を定めた。また、ごみ処理施設の整備計画においては、新たな中間処理施設の整備や杉谷埋立地（最終処分場）の整備などについて、事業の進捗状況に合わせた整理を行った。

今回の見直しは、前回の見直し（平成18年7月）から5年が経過したため、基本的な方針については変更することなく、現時点までの状況を踏まえ、必要な整理を行うものである。

今回の見直しでは、目標年次（平成27年度）は変更することなく、平成22年度までのごみ排出量の実績を踏まえたごみ量推計の見直し、新たに策定した久留米市環境基本計画や行動計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めた循環型社会の構築のための新たな取り組みや目標値の反映、またごみ処理施設整備計画の進捗状況に合わせた修正、さらに合併後のごみ処理体制統一化の状況に合わせた修正などの整理を行うものである。

平成24年3月

《ごみ処理基本計画の策定に当たって》

《平成23年度時点での整理について》

第1章 ごみ処理基本計画策定の背景及び趣旨	1
第2章 ごみ処理の現状と課題	
第1節 ごみ処理の現状	
I ごみ処理の概要	
1 久留米地域	
(1) ごみの排出状況	2
(2) リサイクルの状況	2
(3) 可燃物処理の状況	3
(4) 最終処分の状況	3
2 田主丸地域	
(1) ごみの排出状況	4
(2) リサイクルの状況	4
(3) 中間処理の状況	4
3 北野地域	
(1) ごみの排出状況	5
(2) リサイクルの状況	5
(3) 中間処理の状況	5
4 城島地域	
(1) ごみの排出状況	6
(2) リサイクルの状況	6
(3) 中間処理の状況	6
(4) 最終処分の状況	6
5 三潴地域	
(1) ごみの排出状況	7
(2) リサイクルの状況	7
(3) 中間処理の状況	7
(4) 最終処分の状況	7
II 清掃事業の沿革(平成23年度まで)	8
III 処理体制の概要	
1 久留米地域	
(1) 収集・運搬体制の概要	
① 収集物	11
② 収集・運搬体制	11
③ 手数料	11
(2) 資源物保管施設の概要	
① 空カン・ビン類ストックヤード	12
② ペットボトル中間処理施設	12
③ 白色トレイ選別保管施設	12
(3) 中間処理施設の概要	
① 上津クリーンセンター	12
② 移動式磁選機付破砕機	13
③ 剪定枝リサイクル施設	13
④ 機密文書リサイクル施設	13
(4) 最終処分場の概要	

目 次		ページ
① 現在の最終処分場	13
2 田主丸地域		
(1) 収集・運搬体制の概要		
① 収集物	15
② 収集・運搬体制	15
(2) 中間処理施設の概要	15
3 北野地域		
(1) 収集・運搬体制の概要		
① 収集物	16
② 収集・運搬体制	16
(2) 中間処理施設の概要	16
4 城島地域		
(1) 収集・運搬体制の概要		
① 収集物	17
② 収集・運搬体制	17
(2) 中間処理施設の概要	17
(3) 最終処分施設の概要	18
5 三潁地域		
(1) 収集・運搬体制の概要		
① 収集物	18
② 収集・運搬体制	18
(2) 中間処理施設の概要	18
(3) 最終処分施設の概要	18
IV ごみ処理の動向		
1 全市		
(1) ごみ量の概要	19
(2) ごみ量の推移	20
2 久留米地域		
(1) ごみ量の概要	21
(2) ごみ量の推移	22
(3) 現在のごみ処理フロー	23
2 田主丸地域		
(1) ごみ量の概要	24
(2) 現在のごみ処理フロー	25
3 北野地域		
(1) ごみ量の概要	26
(2) 現在のごみ処理フロー	27
4 城島地域		
(1) ごみ量の概要	28
(2) 現在のごみ処理フロー	29
5 三潁地域		
(1) ごみ量の概要	30
(2) 現在のごみ処理フロー	30
V ごみ処理経費	31
VI ごみ処理行政組織図		
1 久留米市	32

目次

ページ

2 一部事務組合	33
第2節 ごみ処理の課題	
Ⅰ ごみ減量・リサイクルのさらなる推進	34
Ⅱ 資源物保管施設等の当面の対応	34
Ⅲ 新中間処理施設の整備	34
Ⅳ 最終処分場の確保	35
Ⅴ 市町村合併に伴う制度の統一	35
第3章 計画の基本的方向	
第1節 ごみ処理体系とフロー	
Ⅰ 循環型ごみ処理の流れ	36
Ⅱ ごみ処理基本計画の体系図	37
Ⅲ 将来のごみ処理フロー	
1 久留米地域(平成27年度)	38
2 田主丸地域、北野地域、城島地域及び三潨地域(平成27年度)	
(1) 田主丸地域及び北野地域(平成27年度)	39
(2) 城島地域及び三潨地域(平成27年度)	39
第2節 計画の基本的方向	
Ⅰ 計画の基本的方向	40
Ⅱ ごみ減量・リサイクルの推進	
1 排出抑制策の推進	41
2 分別収集・運搬体制の整備	
(1) 分別収集の内容	41
(2) 収集体制	41
Ⅲ リサイクル関連施設の整備	
1 総合的な施設整備までの運用	43
2 総合的なリサイクル関連施設の整備	43
Ⅳ 中間処理施設の整備	43
Ⅴ 最終処分場の運営	43
第4章 計画の具体的な取組	
第1節 計画目標年次	43
第2節 ごみ量の推計	
Ⅰ ごみ量予測の考え方	45
Ⅱ ごみ量推計	
1 ごみ排出量推計	47
2 ごみ処理量推計	49
3 埋立量推計	49
第3節 具体的な取り組み	
Ⅰ ごみ減量・リサイクルの推進	
1 排出抑制施策の推進	
(1) 排出源でのごみ減量	
① 有料指定袋制度	50
② 自家処理容器購入費補助制度	50
③ 生ごみリサイクルアドバイザー派遣制度	50
④ 生ごみリサイクルリーダー育成事業	50
⑤ 地域生ごみリサイクル事業	50
(2) 分別徹底によるごみ減量	

目 次		ページ
① 剪定枝リサイクル事業	50
② 機密文書リサイクル事業	51
③ レアメタルリサイクル事業	51
④ 新たな分別収集の実施	51
2 分別収集・運搬体制の整備		
(1) 収集体制	51
(2) ごみ集積所登録制度	52
(3) 分別推進員制度	52
II リサイクル関連施設の整備		
(1) リサイクル関連施設の整備		
① 空カン選別施設	53
② 小金属・小型家電選別施設	53
③ ペットボトル・廃プラスチック自動圧縮梱包施設	53
④ 白色トレイ選別施設	53
⑤ 空ビン貯留施設	53
(2) 啓発施設の整備	53
III 中間処理施設の整備		
1 上津クリーンセンターの改修	54
2 新たな中間処理施設の整備	54
3 南北処理施設の機能分担	55
4 災害時等における広域連携への対応	55
IV 最終処分場の運営		
1 杉谷埋立地の適正な維持管理	56
V 施設の概要(現状と今後の計画)	57
VI 施設の安全管理	58

《第1章 ごみ処理基本計画策定の背景及び趣旨》

私たちが今日まで築いてきた大変豊かで便利な現代社会は、その一方でごみの排出量を増やし続けており、その処分に関し深刻なごみ問題を引き起こしている。

この問題を解決するためには、その原因である大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会経済活動から脱却し、市民・事業者・行政の連携により、循環型の社会構造、生活様式への転換を図らなければならない。

その一環として、ごみ処理施策においても啓発・助成などにより、まず排出源でのごみの発生の抑制をめざす。次に限りある資源の循環利用が可能な分別等のシステムによってリサイクルを推進する。それでも残った廃棄物は自然環境に配慮した循環型の処理体制を実現しなければならない。

国においても、ごみ減量・リサイクル推進のため、様々な法整備がなされている。最終処分場の立地難等の打開策として、施設整備に当たっての住民の意見聴取などの手続の充実や、ダイオキシン対策を主眼とした中間処理施設等の県ごとの広域化計画を策定している。

本市においても廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に基づき策定した「ごみ処理基本計画」以降の減量・リサイクル施策の成果を踏まえるとともに、最終処分場整備の遅れに伴う焼却灰の市域外処理といった非常事態の打開をめざして基本計画を改定するものである。そのため、将来にわたるごみ量の推計を見直し、新たに、排出・収集・リサイクル・中間処理・最終処分に至る全ての段階における処理計画を、総合的、長期的な視点から策定するものとした。

また、循環型社会の実現に向けては、日常生活における一人ひとりの取り組みが不可欠であり、本計画に定めた様々なごみ処理施策の実施にあたっては、環境衛生連合会をはじめとする各地域の団体や、市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことを基本とする。

《第2章 ごみ処理の現状と課題》

第1節 ごみ処理の現状

I ごみ処理の概要（※平成22年度）

1 久留米地域（※）

（※）旧田丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三瀧町の区域を編入する前の久留米市の区域をいう。以下同じ。

(1) ごみの排出状況

①総ごみ量	②焼却処理量※1	③資源化量	④集団回収量	⑤1人1日当り排出量※2
85,373 (ト/年)	71,594 (ト/年)	16,613 (ト/年)	3,021 (ト/年)	992 (グラム/人/日)

※1 焼却処理量

※2 (① / (235,673人[平成22年10月1日人口] × 365日)) × 10⁶

(2) リサイクルの状況

分別収集状況 <ul style="list-style-type: none"> ●資源物：ペットボトル/白色トレイ/空カン/無色ビン/茶色ビン/その他ビン/新聞紙/雑誌類/ダンボール/布類/牛乳パック/小金属/金属製粗大ごみ →13種 ●可燃物：燃やせるごみ/可燃性粗大ごみ →2種 ●不燃物：燃やせないごみ/不燃性粗大ごみ →2種 ●その他：有害ごみ(乾電池・蛍光管・鏡・体温計) →1種 <計18種> 							
手数料 <ul style="list-style-type: none"> ●家庭系 <ul style="list-style-type: none"> ◇燃やせるごみ：指定袋(大・30リットル) 25円/枚、(小・18リットル) 15円/枚 ◇燃やせないごみ：指定袋(大・30リットル) 25円/枚、(小・18リットル) 15円/枚 ◇粗大ごみ：戸別単品収集、品目に応じて300円/610円/1,220円 ◇直接搬入粗大ごみ(可燃、不燃、金属)：50円/10kg ※ただし、粗大でない場合の直接搬入は指定袋。 ◇資源物(ペットボトル/空カン/空ビン類)：無料 ◇特別収集：引越し・一時多量ごみ：2トンダンプ1台 8,150円 ◇犬猫死骸 510円/1体(路上横死の場合は無料) ●事業系(直接搬入のみ) <ul style="list-style-type: none"> ◇燃やせるごみ：指定袋60円/枚 ◇粗大ごみ：150円/10kg ◇資源物(ペットボトル/空カン/ビン類)：40円/10kg <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> △事業系不燃物は平成元年から受け入れていない。 </div>							
処理施設の概要(処理方式・処理能力・対象廃棄物等) <ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトル中間処理 <ul style="list-style-type: none"> ◇処理方式：圧縮・梱包 ◇処理能力：500kg/1時間 ◇場所：長門石町 ●空カン・空ビン類ストックヤード <ul style="list-style-type: none"> ◇保管容量：342立法メートル ◇場所：高良内町 ●剪定枝リサイクル施設 <ul style="list-style-type: none"> ◇処理方式：1次2次破碎・3次粉碎 ◇処理能力：4.8ト/1日 ◇場所：上津クリーンセンター ●機密文書リサイクル施設 <ul style="list-style-type: none"> ◇処理能力：500kg/時間 ◇場所：上津クリーンセンター 							
集団回収量 (ト/年)	小計	紙類	金属類	ガラス類	布類	その他	—
	3,021	2,763	31	52	139	36	—
容器包装廃棄物 (ト/年)	小計	ビン	カン	ペットボトル	紙パック	白色トレイ	—
	2,631	1,687	525	404	14	1	—
上記以外のリサイクル量 (ト/年)	小計	紙類	金属類	布類	剪定チップ	有害ごみ	主灰
	13,982	6,173	572	423	305	71	6,438
リサイクル量 (ト/年)	合計	リサイクル率(%)					
	19,634	資源物量/総ごみ量 (③+④/①) × 100					23.0

(3) 可燃物処理の状況

処理施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設名称 上津クリーンセンター ● 連続燃焼式 300トン/1日 (100トン/1日 × 3 炉) ● 塩化水素ガス除去装置 (消石灰噴霧装置) ● 煤塵除去装置 (バグフィルター) ● 急冷反応塔 							
年間処理量 (トン)	71,594	稼働日数	358日	稼働日平均処理量 (トン/日)	200.0	年間平均処理量 (トン/日)	196.1
ダイオキシン類濃度	排ガス	0.015 (ng-TEQ/Nm ³)			主灰	0.021 (ng-TEQ/g)	
					固化灰	1.7 (ng-TEQ/g)	
発電・熱利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電・プラントへの電力、温水プールへの電力、電力会社への売電 ● 熱利用・場内給湯・冷暖房、温水プールへの熱源供給 							
焼却残渣の処理方法 <ul style="list-style-type: none"> ● 主灰はセメント資源化 ● 飛灰及び不燃物は最終処分場への埋立 							

(4) 最終処分の状況

処分場の概要 <ul style="list-style-type: none"> ● 施設名称 杉谷埋立地 ● 全体容量 204,000立方メートル ● 浸出液処理設備 下水道へ圧送 ● 対象廃棄物 不燃物 (簡易破碎処理したもの) 及び焼却灰 (主灰[※]・飛灰) <small>※H21年10月から主灰のセメント資源化により現在は飛灰のみ</small> 					
⑩最終処分量	合計 (トン)	不燃物量 (トン)	焼却灰量 (トン)	最終処分率 (%) 最終処分量 / 総ごみ量 × 100	
	3,169	583	2,586		

2 田主丸地域^(※)

(※) 編入前の旧田主丸町の区域をいう。以下同じ。

(1) ごみの排出状況

①総ごみ量	②焼却処理量 ^{※1}	③資源化量	④集団回収量	⑤1人1日当り排出量 ^{※2}
5,754 (ト/年)	3,741 (ト/年)	3,755 (ト/年)	142 (ト/年)	773 (グラム/人/日)

^{※1} R D F 処理量

^{※2} (① / (20,383人[平成22年10月1日人口] × 365日)) × 10⁶

(2) リサイクルの状況

分別収集状況	
●資源物	生きビン/透明ビン/空色ビン/茶色ビン/緑色ビン/黒色ビン/その他のビン・ガラス類/陶磁器類/プラスチック類/容器のふた/スチール缶/アルミ缶/その他金属類/透明ペットボトル/色付ペットボトル/新聞紙/雑誌/ダンボール →18種
●可燃物	燃やせるごみ → 1種
●粗大ごみ	粗大ごみ → 1種
●その他	乾電池類/危険ごみ/有害ごみ → 3種 <計23種>
手数料	
●家庭系	◇燃やせるごみ：指定袋（大・30リットル）25円/枚、（小・18リットル）15円/枚 ◇粗大ごみ：無料 ◇資源物：無料 ◇犬猫死骸 510円/1体（路上横死の場合は無料） ◇直接搬入可燃物：50円/10kg（10kg以下）、100円/10kg（110kg以上） ◇直接搬入不燃物：50円/10kg（10kg以下）、100円/10kg（110kg以上） ◇直接搬入資原物：50円/10kg（10kg以下）、100円/10kg（110kg以上）
●事業系	（直接搬入のみ） ◇可燃物：50円/10kg（10kg以下）、100円/10kg（110kg以上） ◇不燃物：50円/10kg（10kg以下）、100円/10kg（110kg以上） ◇資源物：50円/10kg（10kg以下）、100円/10kg（110kg以上）
※収集運搬許可業者は、すべて100円/10kg	

(3) 中間処理の状況

処理施設の概要							
●名称	耳納クリーンステーション (ごみ燃料化施設)						
●所在地	福岡県うきは市吉井町富永2015						
●処理方式(可燃ごみ)	灯油燃焼乾燥方式+圧縮成型方式(RDF)						
●処理能力	61ト/日						
●施設管理者	うきは久留米環境施設組合(久留米市及びうきは市で構成する一部事務組合)						
年間処理量 (ト)	3,741 ^(※)	稼働日数	206日	稼働日平均処理量 (ト/日)	18.2 ^(※)	年間平均処理量 (ト/日)	10.2 ^(※)

(※) 田主丸地域に係るごみの処理量に限る。

3 北野地域^(※)

(※) 編入前の旧北野町の区域をいう。以下同じ。

(1) ごみの排出状況

①総ごみ量	②焼却処理量 ^{※1}	③資源化量	④集団回収量	⑤1人1日当り排出量 ^{※2}
4,254 (ト/年)	3,654 (ト/年)	651 (ト/年)	457 (ト/年)	654 (グラム/人/日)

^{※1} 溶融処理量

^{※2} (① / (17,822人[平成22年10月1日人口] × 365日)) × 10⁶

(2) リサイクルの状況

分別収集状況 ●資源物：空カン/硬金属類/無色ビン/茶色ビン/その他ビン/雑物/ペットボトル/容器包装プラスチック/※トレイ →9種 ※公共施設等で拠点収集 ●可燃物：燃やせるごみ/可燃性粗大ごみ → 2種 ●不燃物：不燃性粗大ごみ → 1種 ●その他：有害ごみ(蛍光管以外)/有害ごみ(蛍光管) → 2種 <計14種> ※古紙・古布類は集団回収	
手数料 ●家庭系 ◇燃やせるごみ：指定袋(大・30リットル) 25円/枚、(小・18リットル) 15円/枚 ◇粗大ごみ：1品目ごとに200円 ◇資源物：無料 ◇有害ごみ：無料 ◇犬猫死骸 510円/1体 (路上横死の場合は無料) ◇特別収集：引越し・一時多量ごみ：2トンダンプ1台 8,150円 ◇直接搬入ごみ：50円/10kg ^{グラム} ◇直接搬入資源物：50円/10kg ^{グラム} ●事業系 (直接搬入のみ) ◇可燃物：150円/10kg ^{グラム} ◇粗大ごみ：150円/10kg ^{グラム} ◇資源物：150円/10kg ^{グラム} ※収集運搬許可業者以外は市の確認書が必要	

(3) 中間処理の状況

処理施設の概要 ●名称 廃棄物処理センター サン・ポート (ごみ処理施設) ●所在地 福岡県筑前町栗田8-3 ●処理方式(可燃ごみ) 高温ガス化直接溶融炉 ●処理能力 120ト/日(60ト/日×2炉) ●施設設置者 甘木・朝倉・三井環境施設組合 (久留米市、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村で構成する一部事務組合)							
年間処理量 (ト)	3,654 ^(※)	稼働日 数	344日	稼働日平均処理量 (ト/日)	10.6 ^(※)	年間平均処理量 (ト/日)	10.0 ^(※)

(※) 北野地域に係るごみの処理量に限る。

4 城島地域^(※)

(※) 編入前の旧城島町の区域をいう。以下同じ。

(1) ごみの排出状況

①総ごみ量	②焼却処理量 ^{※1}	③資源化量	④集団回収量	⑤1人1日当り排出量 ^{※2}
3,263 (ト/年)	2,861 (ト/年)	506 (ト/年)	173 (ト/年)	677 (グラム/人/日)

^{※1} 溶融処理量

^{※2} (① / (13,198人[平成22年10月1日人口] × 365日)) × 10⁶

(2) リサイクルの状況

分別収集状況 ●資源物：乾電池／蛍光灯／空カン／空ビン／ペットボトル／白色トレイ／新聞紙／雑誌類／ダンボール／紙パック／布類 →11種 ●可燃物：燃やせるごみ →1種 ●不燃物：燃やせないごみ →1種 ●粗大ごみ：粗大ごみ →1種 <計14種>	
手数料 ●家庭系 <ul style="list-style-type: none"> ◇燃やせるごみ：指定袋（大・30リットル）25円/枚、（小・18リットル）15円/枚 ◇粗大ごみ：1品目ごとに250円～ ◇資源物：無料 ◇犬猫死骸 510円/1体（路上横死の場合は無料） ◇特別収集：引越し・一時多量ごみ：2トンダンプ1台 8,150円 ◇直接搬入可燃物：100円/10kg ◇直接搬入不燃物：200円/10kg（搬入証明書があれば無料） ◇直接搬入資源物：無料（搬入証明書が必要） ●事業系（直接搬入のみ） <ul style="list-style-type: none"> ◇可燃物：100円/10kg ◇不燃物：200円/10kg ◇資源物：無料（搬入証明書が必要） 	

(3) 中間処理の状況

処理施設の概要（リサイクル施設） ●名称 八女西部リサイクルプラザ ●所在地 福岡県筑後市大字前津2105-2							
処理施設の概要（中間処理施設） ●名称 八女西部クリーンセンター （ごみ熱分解・燃焼溶融施設） ●所在地 福岡県筑後市大字前津2088-6 ●処理方式（可燃ごみ） 熱分解・燃焼溶融方式 ●処理能力 220ト/日（110ト/日×2炉） ●施設設置者 八女西部広域事務組合 （久留米市、八女市、筑後市、大川市、広川町及び大木町で構成する一部事務組合）							
年間処理量 (ト)	2,861 ^(※)	稼働日数	359日	稼働日平均処理量 (ト/日)	8.0 ^(※)	年間平均処理量 (ト/日)	7.8 ^(※)

(※) 城島地域に係るごみの処理量に限る。

(4) 最終処分の状況

処理施設の概要 （広川最終処分場） ●全体容量 90,400立方メートル ●所在地 福岡県八女郡広川町大字小豆洗地内 ●埋立総量 49トン（平成22年度・城島地域分）				（立花最終処分場） ●全体容量 25,000立方メートル ●所在地 福岡県八女市立花町兼松地内 ●埋立総量 6トン（平成22年度・城島地域分）			
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	----------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

5 三潞地域^(※)

(※) 編入前の旧三潞町の区域をいう。以下同じ。

(1) ごみの排出状況

①総ごみ量	②焼却処理量 ^{※1}	③資源化量	④集団回収量	⑤1人1日当り排出量 ^{※2}
4,449 (ト/年)	3,941 (ト/年)	847 (ト/年)	42 (ト/年)	745 (グラム/人/日)

^{※1} 溶融処理量

^{※2} (① / (16,359人[平成22年10月1日人口] × 365日)) × 10⁶

(2) リサイクルの状況

分別収集状況 ●資源物：乾電池／蛍光灯／空カン／空ビン／ペットボトル／白色トレイ／新聞紙／雑誌類／ダンボール／紙パック／布類 →11種 ●可燃物：燃やせるごみ →1種 ●不燃物：燃やせないごみ →1種 ●粗大ごみ：粗大ごみ →1種 <計14種>	
手数料 ●家庭系 <ul style="list-style-type: none"> ◇燃やせるごみ：指定袋（大・30リットル）25円/枚、（小・18リットル）15円/枚 ◇粗大ごみ：1品目ごとに250円～ ◇資源物：無料 ◇犬猫死骸 510円/1体（路上横死の場合は無料） ◇特別収集：引越し・一時多量ごみ：2トンダンプ1台 8,150円 ◇直接搬入可燃物：100円/10kg ◇直接搬入不燃物：200円/10kg（搬入証明書があれば無料） ◇直接搬入資源物：無料（搬入証明書が必要） ●事業系（直接搬入のみ） <ul style="list-style-type: none"> ◇可燃物：100円/10kg ◇不燃物：200円/10kg ◇資源物：無料（搬入証明書が必要） 	

(3) 中間処理の状況

処理施設の概要（リサイクル施設） ●名称 八女西部リサイクルプラザ ●所在地 福岡県筑後市大字前津2105-2							
処理施設の概要（中間処理施設） ●名称 八女西部クリーンセンター （ごみ熱分解・燃焼溶融施設） ●所在地 福岡県筑後市大字前津2088-6 ●処理方式（可燃ごみ） 熱分解・燃焼溶融方式 ●処理能力 220ト/日（110ト/日×2炉） ●施設設置者 八女西部広域事務組合 （久留米市、八女市、筑後市、大川市、広川町及び大木町で構成する一部事務組合）							
年間処理量 (ト)	3,941 ^(※)	稼働日数	359日	稼働日平均処理量 (ト/日)	11.0 ^(※)	年間平均処理量 (ト/日)	10.8 ^(※)

(※) 三潞地域に係るごみの処理量に限る。

(4) 最終処分の状況

処理施設の概要 （広川最終処分場） <ul style="list-style-type: none"> ●全体容量 90,400立方メートル ●所在地 福岡県八女郡広川町大字小豆洗地内 ●埋立総量 68トン（平成22年度・三潞地域分） 				（立花最終処分場） <ul style="list-style-type: none"> ●全体容量 25,000立方メートル ●所在地 福岡県八女市立花町兼松地内 ●埋立総量 8トン（平成22年度・三潞地域分） 			
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--

II 清掃事業の沿革（平成23年度※12月まで）

年 度	清 掃 事 業
明治33年	「汚物掃除法」施行
45年	個人経営の塵芥焼却場稼動
大正6年	個人経営の塵芥焼却場稼動
9年	個人経営の塵芥焼却場を市借り受け（直営化）
12年	個人経営の塵芥焼却場を市借り受け（直営化）廃止
昭和8年	長門石焼却場開設（日量36t）バッチ炉
23年	長門石処分場埋立開始
29年	「清掃法」制定
34年	清掃事業（ごみ収集）直営化 収集の機動化（3輪ダンプ導入） 長門石埋立地供用開始
39年	架装車導入
40年	高良内埋立地（丸深田）埋立開始
41年	清掃上津工場一次炉稼動（60t/8時間×2基（2交替）准連続式） ごみ処理手数料無料化 高良内埋立地（唐孔雀）埋立開始
42年	分別収集開始
46年	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
47年	「久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行 高良内埋立地（東の浦）埋立開始
48年	ステーション収集方式確立
49年	家庭用焼却炉購入費補助の開始
50年	清掃上津工場二次炉稼動（90t/日×2基 全連続式） 分別収集を混合収集に移行
53年	建設廃木材の埋立地搬入規制
54年	高良内埋立地拡張工事着工（東の浦）
57年	粗大ごみ収集開始（年2回） 分別収集再開 優良資源回収団体表彰制度発足 高良内埋立地拡張工事竣工（東の浦）
58年	生ごみ処理容器購入費補助開始
59年	有害廃棄物収集開始（乾電池・蛍光管・鏡・体温計）
61年	清掃上津工場一次炉撤去 資源回収奨励金交付制度発足
平成元年	事業系ごみの埋立地搬入規制 桜花台運動公園竣工 清掃上津工場建替工事着工 環境美化巡視員制度発足
2年	粗大ごみ年3回収集に変更 埋立地容量拡大のための擁壁工事着工
3年	一般廃棄物収集運搬許可業制度発足 資源ごみ分別収集開始 埋立地容量拡大のための擁壁工事竣工
4年	清掃上津工場二次炉撤去

5年	<p>名称変更（清掃上津工場→上津クリーンセンター） 有料指定袋制度発足 ごみ集積所登録制度発足 上津クリーンセンター稼動（100t/日×3基、ボイラー・発電付） 桜花台体育館竣工</p>
6年	<p>リサイクルハウス竣工 リサイクルホットライン開設</p>
8年	<p>古着・古布回収開始 樹木剪定枝リサイクル研究事業開始</p>
9年	<p>事業所専用指定袋制度導入 粗大ごみ戸別単品有料収集開始</p>
10年	<p>分別推進員制度発足 17種分別収集開始</p>
11年	<p>市域外（熊本県菊池市）への焼却灰処理委託開始</p>
12年	<p>市域外（熊本県菊池市）への不燃物処理委託開始 破碎選別機導入（中継基地） 白色トレイの分別収集試行</p>
13年	<p>杉谷最終処分場建設着工 18種分別収集開始（白色トレイを追加） 粗大ごみ個別単品有料収集回数増（年5回を9回へ） 事業所専用指定袋（小）追加</p>
14年	<p>熊本県菊池市内業者への焼却灰等処理委託 電動式生ごみ処理機購入補助制度開始 廃食用油VDF化事業開始</p>
15年	<p>北九州市（響灘西地区廃棄物処分場）への焼却灰等処理委託 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）に基づくパソコンリサイクル制度開始</p>
16年	<p>事業系古紙奨励金制度開始 16年度を事業所ごみ減量元年とする「ごみ減量緊急宣言」 総合的なごみ処理施策を発表 「古紙搬入拒否宣言」 剪定枝・機密文書リサイクル事業開始</p>
17年	<p>上津クリーンセンターISO14001認証取得 久留米市に田主丸町、北野町、城島町及び三潆町を編入 杉谷埋立地（第一処分場）の供用開始 焼却灰等の市外処理委託が終了（ごみの域内処理が回復）</p>
18年	<p>段ボールコンポストモニター事業実施（18・19年）</p>
19年	<p>生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業開始 杉谷埋立地ISO14001認証取得 上津クリーンセンター長期包括運営委託開始</p>
20年	<p>杉谷埋立地（第二処分場）建設工事着工 合併後のごみ処理制度（家庭用燃やせるごみ指定袋、集積所登録制度、資源回収奨励制度、生ごみ処理容器購入費補助制度）の統一</p>
21年	<p>久留米地域の燃やせるごみ、粗大ごみ収集を民間へ完全委託 死骸動物収集を民間委託により久留米市全体へ拡大 焼却灰（主灰）のセメント資源化委託開始 北部一般廃棄物処理施設（宮ノ陣町八丁島地区）の立地公表</p>

22年	直接搬入手数料の改定（課金単位100kg毎→10kg毎） 杉谷埋立地（第二処分場）の供用開始
23年	レアメタルモデル回収事業実施 田主丸、城島及び三渚地域に廃棄物減量等推進員制度を導入し全市統一 ごみ集積所から資源物の持ち去り行為を条例で禁止（7月1日） 北部一般廃棄物処理施設の都市計画決定 北部一般廃棄物処理施設の処理方式を「ストーカ炉＋灰セメント化方式」に決定 一般廃棄物収集運搬業の新規許可の制限開始 北部一般廃棄物処理施設整備方針の策定

Ⅲ 処理体制の概要

1 久留米地域

(1) 収集・運搬体制の概要

① 収集物

項目	ごみの種類	分別種別数
可燃物	燃やせるごみ／可燃性粗大ごみ	2種
不燃物（埋立物）	燃やせないごみ／不燃性粗大ごみ	2種
資源物	ペットボトル／空カン／無色ビン／茶色ビン／その他ビン／新聞紙／雑誌類／ダンボール／布類／牛乳パック／小金属／金属製粗大ごみ／白色トレイ	13種
その他	有害ごみ（乾電池・蛍光灯・鏡・体温計）	1種
計		18種

② 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集頻度	直営・委託の別
燃やせるごみ	ステーション方式	2回／週	委託
燃やせないごみ	ステーション方式	2回／月	直営
資源ごみ	ステーション方式	2回／月	直営（ビン・カン・ペット・小金属）事業補助（古紙・古布）
	拠点方式	1回／週	委託（白色トレイ）
有害ごみ	ステーション方式	可燃ごみ・資源物の収集日	直営・委託
粗大ごみ	戸別方式	1回／月（収集申込み制） （特別収集・随時予約制）	委託

③ 手数料

<家庭系>

種類	金額等
燃やせるごみ	指定袋（大）25円／枚、（小）15円／枚
燃やせないごみ	指定袋（大）25円／枚
粗大ごみ（戸別単品収集）	品目に応じて300円／610円／1,220円
直接搬入粗大ごみ（可燃、不燃、金属）	50円／10kg ※ただし、粗大でない場合の直接搬入は指定袋
資源物（ペットボトル／空カン／ビン類）	無料
特別収集（引越し等多量ごみ）	引越しごみ2t ダンプ1台 8,150円
犬猫死骸	1体 510円（路上横死の場合は無料）

<事業系>（直接搬入のみ）

種類	金額等
燃やせるごみ	指定袋60円／枚
粗大ごみ（可燃性のみ）	150円／10kg
資源物（ペットボトル／空カン／ビン類）	40円／10kg

※事業系不燃物は平成元年度から受け入れていない。

(2) 資源物保管施設の概要

① 空カン・ビン類ストックヤード

- 場 所 … 久留米市高良内町内野地区
- 保管方式 … 空カン・無色のビン・茶色のビン・その他のビンに分けて保管
- 保管容量 … 342m³

② ペットボトル中間処理施設

- 場 所 … 久留米市長門石一丁目187
- 処理方式 … 選別・圧縮・梱包
- 処理能力 … 500kg/h

③ 白色トレイ選別保管施設

- 場 所 … 久留米市長門石一丁目1番地48号
- 作業内容 … 拠点回収した白色トレイを手選別しポリ袋に入れて保管
- 保管容量 … 100m³

(3) 中間処理施設の概要

18種分別を始めとする市民の減量努力によって、平成11年度に行った本計画当初のごみ量推計より、ごみの排出量が減少している。しかし、上津クリーンセンターの老朽化は進行しており、機能の低下は避けられない状況にある。また、合併した地域の将来のごみ処理、災害で発生する廃棄物等の対応を考慮すると早期の中間処理施設の整備が必要になってきているが、新施設が稼働する予定の平成27年度中までは上津クリーンセンターのみでの全量焼却体制を維持せざるを得ない状況にある。

① 上津クリーンセンター

現在の可燃ごみの中間処理施設としては、平成5年度から稼働している上津クリーンセンターがある。これは、ストーカ方式と呼ばれる日本で最も普及している処理方式である。近年は、ごみ質の高カロリー化等の影響から可燃ごみを焼却する能力が低下してきているが、運転状況はダイオキシンをはじめとして諸々の法基準値を十分クリアして順調に推移している。焼却炉の一般的な耐用年数は15～20年を目安とされているが、上津クリーンセンターは稼働後、19年が経過しようとしており、機能維持と延命化のため、第1期と第2期に分けた改修を行う計画である。

なお、焼却灰（主灰・飛灰）からの重金属の溶出を防止し、埋立物の安全性を高めるため、上津クリーンセンターに灰固形化施設（平成13年度稼働）を設置した。

また、埋立地の短命化防止のため、平成21年10月より焼却灰（主灰）のセメント資源化を開始した。

可燃性粗大ごみは上津クリーンセンター内の、日量35tの処理能力を有する粗大ごみ破砕機で破砕し、可燃物と同様に焼却している。

排ガス中のダイオキシン類濃度（単位：ng/m³N） （平成22年11月）

1号炉	2号炉	3号炉	平均	基準値
0.028	0.0015	0.017	0.016	1（平成14年12月以降）

上津クリーンセンター概要

- 場 所 : 久留米市上津町2199-35
- 敷地面積 : 約21,500m²
- 総事業費 : 約90億円
- 炉形式 : 連続燃焼式（ストーカ方式）

② 移動式磁選機付破砕機

- 場 所 … 久留米市高良内町字東の浦
- 処理方式 … 二軸せん断方式（自走式）磁力選別コンベア付
- 処理能力 … 63.5t/5h
- 対象物 … 不燃物・不燃性粗大ごみ

③ 剪定枝リサイクル施設

- 場 所 … 久留米市上津町2199番地35（上津クリーンセンター敷地内）
- 処理方式 … バックホーにより1次破砕機へ投入後、自動運転により2次及び最終破砕
- 処理能力 … 4.8t/日

④ 機密文書リサイクル施設

- 場 所 … 久留米市上津町2199番地35（上津クリーンセンター敷地内）
- 作業内容 … 白紙・色紙毎に投入し、専用袋に収納・保管
- 処理能力 … 2.5t/5h

(4) 最終処分場の概要

① 現在の最終処分場

杉谷埋立地（第一処分場）は、平成13年1月に建設に着手し、平成17年3月に完成し、4月から供用開始した。

また、杉谷埋立地（第二処分場）は、平成20年6月に建設に着手し、平成22年9月に完成し、10月から供用開始した。

今後も、長期的に安定したごみの市域内処理を図る。

久留米市杉谷埋立地概要

区 分	内 容
所 在 地	久留米市高良内町1789番地1
施設の種類	一般廃棄物最終処分場
埋 立 物	上津クリーンセンターからの焼却残渣（主灰、飛灰） 平成21年10月から飛灰のみ
	高良内中継基地からの不燃物（簡易破碎）
	※それぞれ、直営の運搬車で搬入。
埋立面積	約12,300㎡
埋立容量	約204,000㎡
埋立方式	セル方式とサンドイッチ方式の併用
浸出水処理方式	公共下水道へ直接放流
建設費	約5,010,000千円
供用開始	第一処分場 平成17年4月
	第二処分場 平成22年10月

2 田主丸地域

(1) 収集・運搬体制の概要

① 収集物

項目	ごみの種類	分別種別数
可燃物	燃やせるごみ	1種
資源物	生きビン／透明ビン／空色ビン／茶色ビン／緑色ビン／黒色ビン／その他のビン・ガラス類／陶磁器類／プラスチック類／容器のふた／スチール缶／アルミ缶／その他金属類／透明ペットボトル／色付ペットボトル／新聞紙／雑誌／ダンボール	18種
粗大ごみ	粗大ごみ	1種
その他	乾電池類／危険ごみ／有害ごみ	3種
計		23種

② 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集頻度	直営・委託の別
燃やせるごみ	ステーション方式	2回／週	委託
資源物・その他	ステーション方式	1回／月	委託
粗大ごみ	ステーション方式	3回／年	委託

(2) 中間処理施設の概要

久留米市及びうきは市で構成する一部事務組合（うきは久留米環境施設組合）が設置する中間処理施設において処理を行っている。

- 施設名称 耳納クリーンステーション
(ごみ燃料化施設・リサイクルプラザ)
- 所在地 福岡県うきは市吉井町富永2015
- 敷地面積 29,800平方メートル
- 竣工 平成16年9月
- 処理能力 可燃ごみ 61.0t／1日
不燃ごみ 12.5t／1日
粗大ごみ 5.5t／1日
- 処理方式(可燃ごみ) 灯油燃焼乾燥方式＋圧縮成型方式(RDF)
- 施設設置者 うきは久留米環境施設組合

3 北野地域

(1) 収集・運搬体制の概要

① 収集物

項目	ごみの種類	分別種別数
可燃物	燃やせるごみ／可燃性粗大ごみ	2種
不燃物	不燃性粗大ごみ	1種
資源物	空カン／硬金属類／無色ビン／茶色ビン／その他ビン／雑物／ペットボトル／容器包装プラスチック／トレイ	9種
その他	有害ごみ（蛍光管以外）／有害ごみ（蛍光管）	2種
計		14種

② 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集頻度	直営・委託の別
燃やせるごみ	ステーション方式	2回／週	委託
不燃性粗大ごみ・可燃性粗大ごみ	指定場所搬入	1回／月	委託
一時多量ごみ(特別収集)	戸別方式	随時予約制	委託
資源物・その他	ステーション方式	1回／月	委託

※トレイは公共施設等で拠点収集 ※古紙・古布類は集団回収

(2) 中間処理施設の概要

久留米市、朝倉市、筑前町、大刀洗町及び東峰村で構成する一部事務組合（甘木・朝倉・三井環境施設組合）が設置する中間処理施設において処理を行っている。

- 施設名称 廃棄物処理センター サン・ポート
(ごみ処理施設・リサイクルプラザ)
- 所在地 福岡県筑前町栗田8-3
- 敷地面積 64,000㎡
- 竣工 平成15年3月
- 処理能力 可燃ごみ 120.0トン／1日
不燃ごみ、粗大ごみ等 30.0トン／5時間
- 処理方式(可燃ごみ) 高温ガス化直接熔融炉
- 施設設置者 甘木・朝倉・三井環境施設組合

4 城島地域

(1) 収集・運搬体制の概要

① 収集物

項目	ごみの種類	分別種別数
可燃物	燃やせるごみ	1種
不燃物	燃やせないごみ	1種
資源物	乾電池／蛍光管／空カン／空ビン／ペットボトル／白色トレイ／新聞紙／ダンボール／雑誌類／紙パック／布類	11種
粗大ごみ	粗大ごみ	1種
計		14種

② 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集頻度	直営・委託の別
燃やせるごみ	ステーション方式	2回／週	委託
資源物	ステーション方式	2回／月	委託
粗大ごみ	戸別方式	1回／月 (収集申込み制)(特別収集・随時予約制)	委託

(2) 中間処理施設の概要

久留米市、八女市、筑後市、大川市、広川町及大木町で構成する一部事務組合（八女西部広域事務組合）が設置する中間処理施設において処理を行っている。

① リサイクル施設

- 施設名称 八女西部リサイクルプラザ
- 所在地 福岡県筑後市大字前津2105-2
- 敷地面積 15,000㎡
- 竣工 平成12年3月
- 処理能力 缶類 6.4t／5時間
ガラスびん 14.7t／5時間
ペットボトル 0.8t／5時間

② 中間処理施設

- 施設名称 八女西部クリーンセンター
(ごみ熱分解・燃焼溶融施設・不燃粗大ごみ処理施設)
- 所在地 福岡県筑後市大字前津2088-6
- 敷地面積 28,000㎡
- 竣工 平成12年3月

- 処理能力 可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ 220.0トン/1日
不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ 50.0トン/5時間

●処理方式（可燃ごみ） 熱分解・燃焼溶融方式
施設設置者 八女西部広域事務組合

(3) 最終処分施設の概要

久留米市、八女市、筑後市、大川市、広川町及大木町で構成する一部事務組合（八女西部広域事務組合）が設置する最終処分施設において処理を行っている。

(立花最終処分場)

- 全体容量 25,000立方メートル
- 所在地 福岡県八女市立花町兼松地内

5 三潞地域

(1) 収集・運搬体制の概要

① 収集物

項目	ごみの種類	分別種別数
可燃物	燃やせるごみ	1種
不燃物	燃やせないごみ	1種
資源物	乾電池/蛍光管/空カン/空ビン/ペットボトル/白色トレイ/新聞紙/ダンボール/雑誌類/紙パック/布類	11種
粗大ごみ	粗大ごみ	1種
計		14種

② 収集・運搬体制

区分	収集方式	収集頻度	直営・委託の別
可燃物	ステーション方式	2回/週	委託
資源物	ステーション方式	2回/月	委託
粗大ごみ	戸別方式	6回/年（収集申込み制） （特別収集・随時予約制）	委託

(2) 中間処理施設の概要

城島地域に同じ。

(3) 最終処分施設の概要

城島地域に同じ。

IV ごみ処理の動向

1 全市

(1) ごみ量の概要

(単位：t)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	総ごみ排出量 (B + C)	118,571	117,268	113,873	108,562	104,672	103,093
B	家庭ごみ排出量	81,394	80,763	78,081	74,124	71,745	70,775
C	事業所ごみ排出量	37,177	36,505	35,792	34,438	32,927	32,318

D	1人当り排出量 g/(人・日)	1,062	1,051	1,020	978	945	931
---	-----------------	-------	-------	-------	-----	-----	-----

E	資源化量	22,799	20,895	19,315	17,397	19,301	22,372
F	団体回収量	4,763	4,766	4,562	4,409	3,963	3,835
G	リサイクル量 (E + F)	27,562	25,661	23,877	21,806	23,264	26,207

H	リサイクル率 (%)	23.2	21.9	21.0	20.1	22.2	25.4
---	------------	------	------	------	------	------	------

I	直接焼却	87,214	88,986	87,410	84,633	82,091	81,260
J	残渣焼却	5,890	4,783	4,705	4,414	4,750	4,531
K	焼却処理量 (I + J)	93,104	93,769	92,115	89,047	86,841	85,791

L	焼却残渣	10,352	10,334	10,082	9,750	6,316	2,717
M	不燃ごみ	940	681	589	573	462	583
N	最終処分量 (L + M)	11,292	11,015	10,671	10,323	6,778	3,300

O	最終処分率 (%)	9.5	9.4	9.4	9.5	6.5	3.2
---	-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、溶融処理した量

* 1人当りの排出量…A - G / (人口・年間日数)

* リサイクル率……………G / A

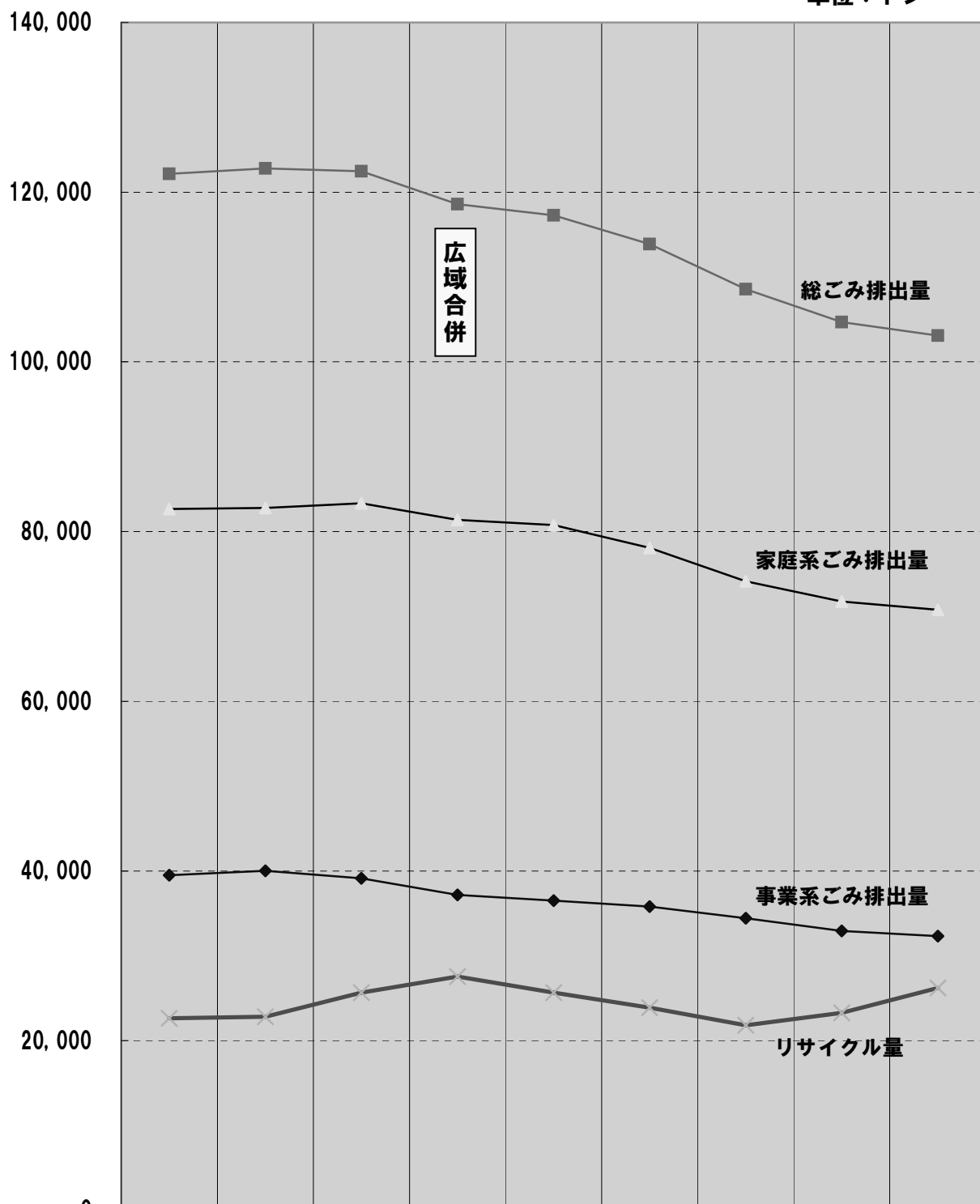
* 最終処分率……………N / A

<参考>

リサイクル率については、25.4% (H22) だが、焼却灰の資源化や溶融スラグなど焼却・RDF・溶融処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は15.8%となる。

(2) ごみ量の推移

単位：トン



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
■ 総ごみ排出量	122,159	122,804	122,454	118,571	117,268	113,873	108,562	104,672	103,093
▲ 家庭系ごみ	82,648	82,782	83,332	81,394	80,763	78,081	74,124	71,745	70,775
◆ 事業系ごみ	39,511	40,022	39,122	37,177	36,505	35,792	34,438	32,927	32,318
× リサイクル量	22,632	22,812	25,674	27,562	25,661	23,877	21,806	23,264	26,207

2 久留米地域

(1) ごみ量の概要

(単位：t)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	98,532	97,117	94,424	89,994	86,319	85,373
B	家庭ごみ排出量	64,875	64,415	62,543	59,558	57,556	56,944
C	事業所ごみ排出量	33,657	32,702	31,881	30,436	28,763	28,429
D	1人当り排出量 g/(人・日)	1,138	1,123	1,090	1,044	1,003	992
E	資源化量	16,077	14,033	12,938	11,421	13,363	16,613
F	団体回収量	3,739	3,752	3,681	3,469	3,082	3,021
G	リサイクル量 (E+F)	19,816	17,785	16,619	14,890	16,445	19,634
H	リサイクル率 (%)	20.1	18.3	17.6	16.5	19.1	23.0
I	直接焼却	72,681	74,317	72,927	70,504	68,010	67,443
J	残渣焼却	5,439	4,333	4,288	4,027	4,375	4,151
K	焼却処理量 (I+J)	78,120	78,650	77,215	74,531	72,385	71,594
L	焼却残渣	10,177	10,140	9,917	9,589	6,182	2,586
M	不燃ごみ	596	681	589	573	462	583
N	最終処分量 (L+M)	10,773	10,821	10,506	10,162	6,644	3,169
O	最終処分率 (%)	10.9	11.1	11.1	11.3	7.7	3.7

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、熔融処理した量

* 1人当りの排出量…A-G/(人口・年間日数)

* リサイクル率……G/A

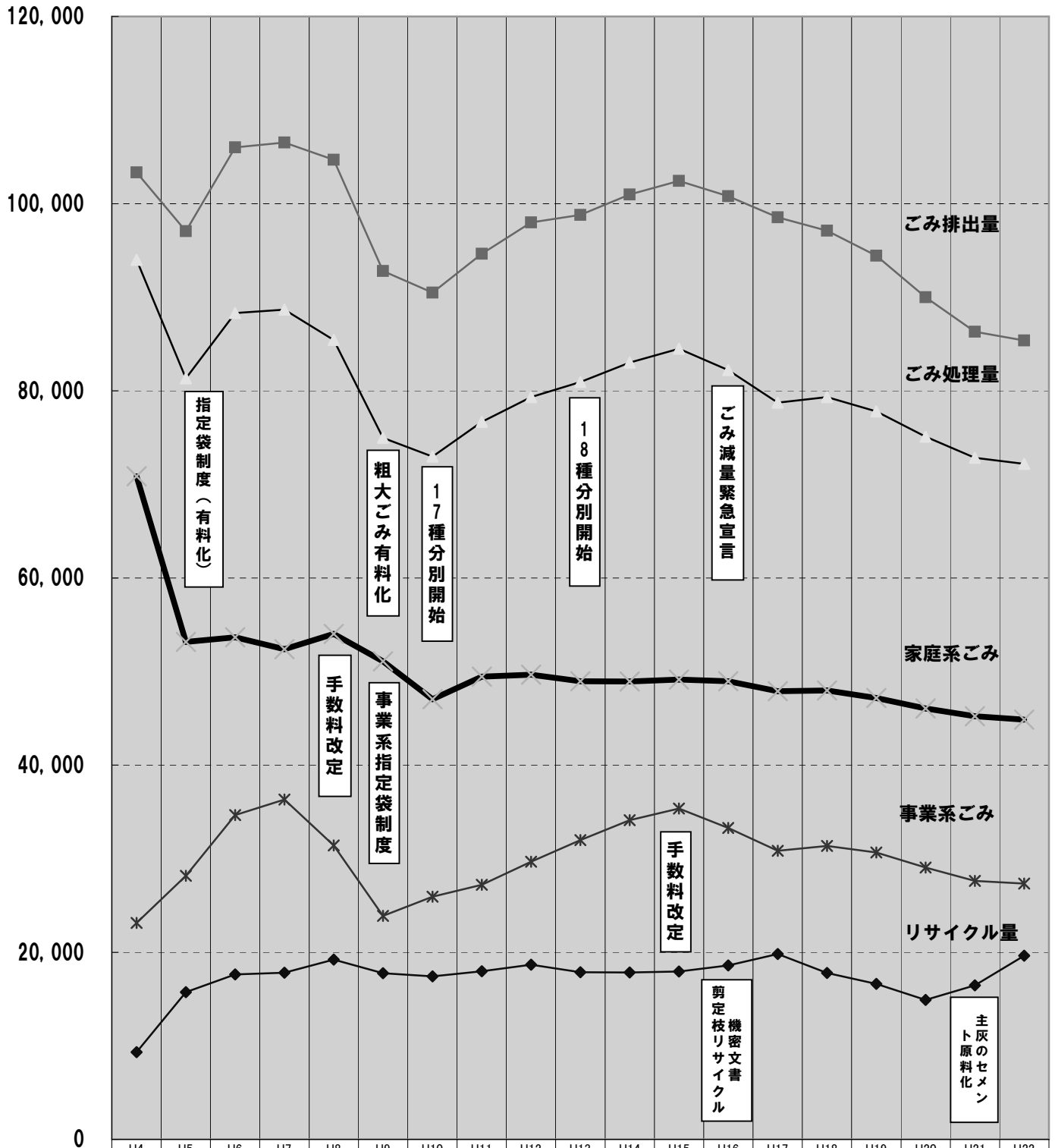
* 最終処分率……N/A

<参考>

リサイクル率については、23.0% (H22) だが、焼却処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は15.5%となる。

(2) ごみ量の推移

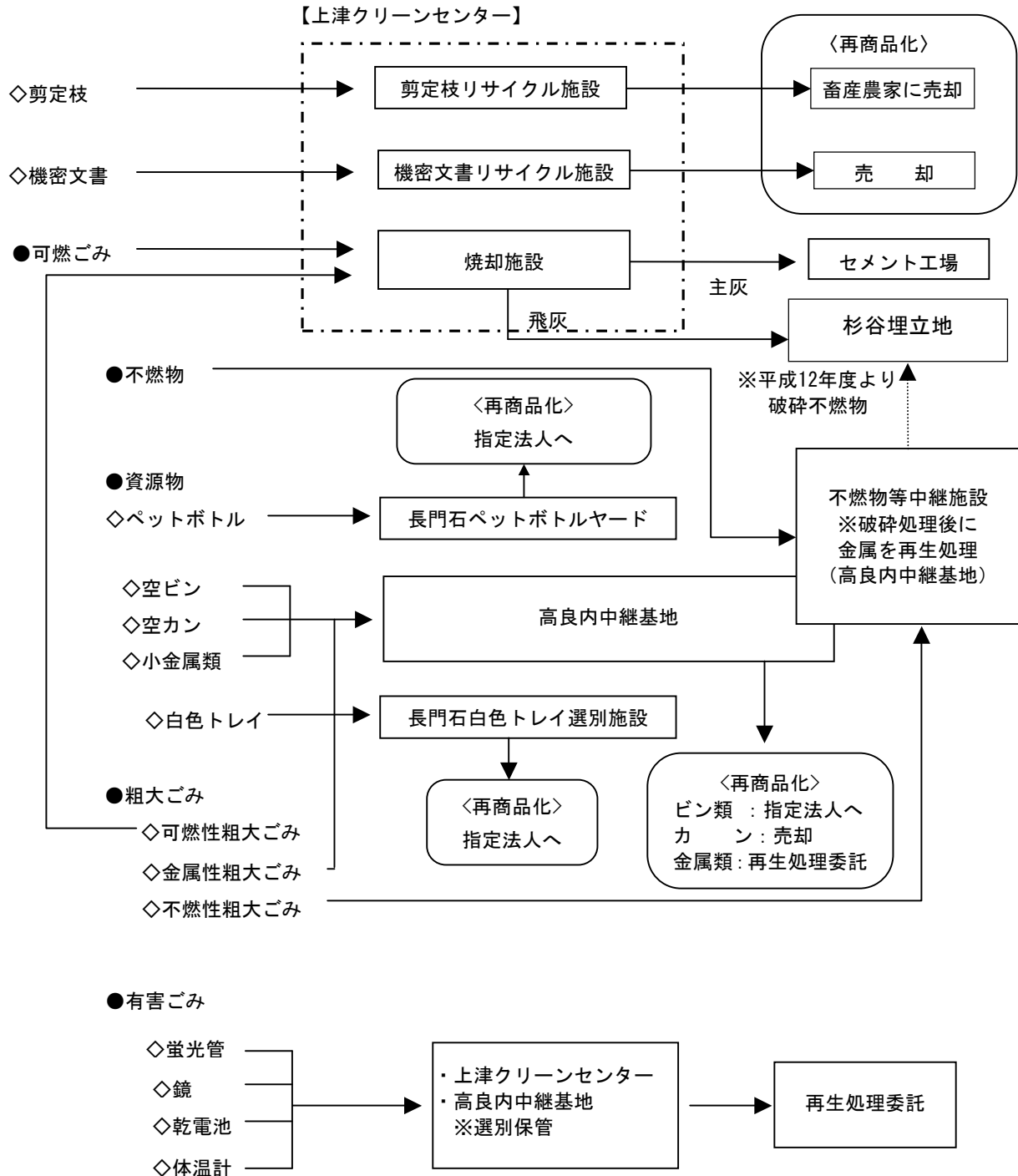
単位：トン



	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
■ ごみ排出量	103,336	97,060	106,012	106,540	104,698	92,789	90,496	94,629	97,987	98,791	100,981	102,438	100,795	98,532	97,117	94,423	89,994	86,319	85,373
— ごみ処理量	93,996	81,320	88,307	88,682	85,416	74,956	72,968	76,669	79,327	80,925	83,016	84,492	82,214	78,716	79,332	77,804	75,104	72,847	72,177
● 家庭系ごみ	70,872	53,163	53,648	52,379	54,008	51,087	47,032	49,459	49,650	48,944	48,917	49,128	48,946	47,885	47,965	47,159	46,052	45,225	44,854
✱ 事業系ごみ	23,124	28,157	34,659	36,303	31,408	23,869	25,936	27,210	29,677	31,981	34,099	35,364	33,268	30,831	31,367	30,645	29,052	27,622	27,323
◆ リサイクル量	9,321	15,721	17,635	17,802	19,208	17,763	17,413	17,960	18,660	17,866	17,825	17,946	18,581	19,816	17,785	16,619	14,890	16,445	19,634

(3) 現在のごみ処理フロー

※資原物のうち民間施設へ直接搬入される古紙・古布及び集団回収は除く



3 田主丸地域

(1) ごみ量の概要

(単位：t)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	7,070	6,965	6,680	6,152	6,130	5,754
B	家庭ごみ排出量	5,369	5,305	5,054	4,498	4,386	4,145
C	事業所ごみ排出量	1,701	1,660	1,626	1,654	1,744	1,609
D	1人当り排出量 g/(人・日)	924	912	881	819	820	773
E	資源化量	4,420	4,561	4,321	3,971	3,996	3,755
F	団体回収量	9	9	9	114	135	142
G	リサイクル量 (E+F)	4,429	4,570	4,330	4,085	4,131	3,897
H	リサイクル率 (%)	62.6	65.6	64.8	66.4	67.4	67.7
I	直接焼却	4,209	4,042	3,981	3,852	3,840	3,741
J	残渣焼却	0	0	0	0	0	0
K	焼却処理量 (I+J)	4,209	4,042	3,981	3,852	3,840	3,741
L	焼却残渣	0	0	0	0	0	0
M	不燃ごみ	344	0	0	0	0	0
N	最終処分量 (L+M)	344	0	0	0	0	0
O	最終処分率 (%)	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、熔融処理した量

* 1人当りの排出量…A-G/(人口・年間日数)

* リサイクル率……G/A

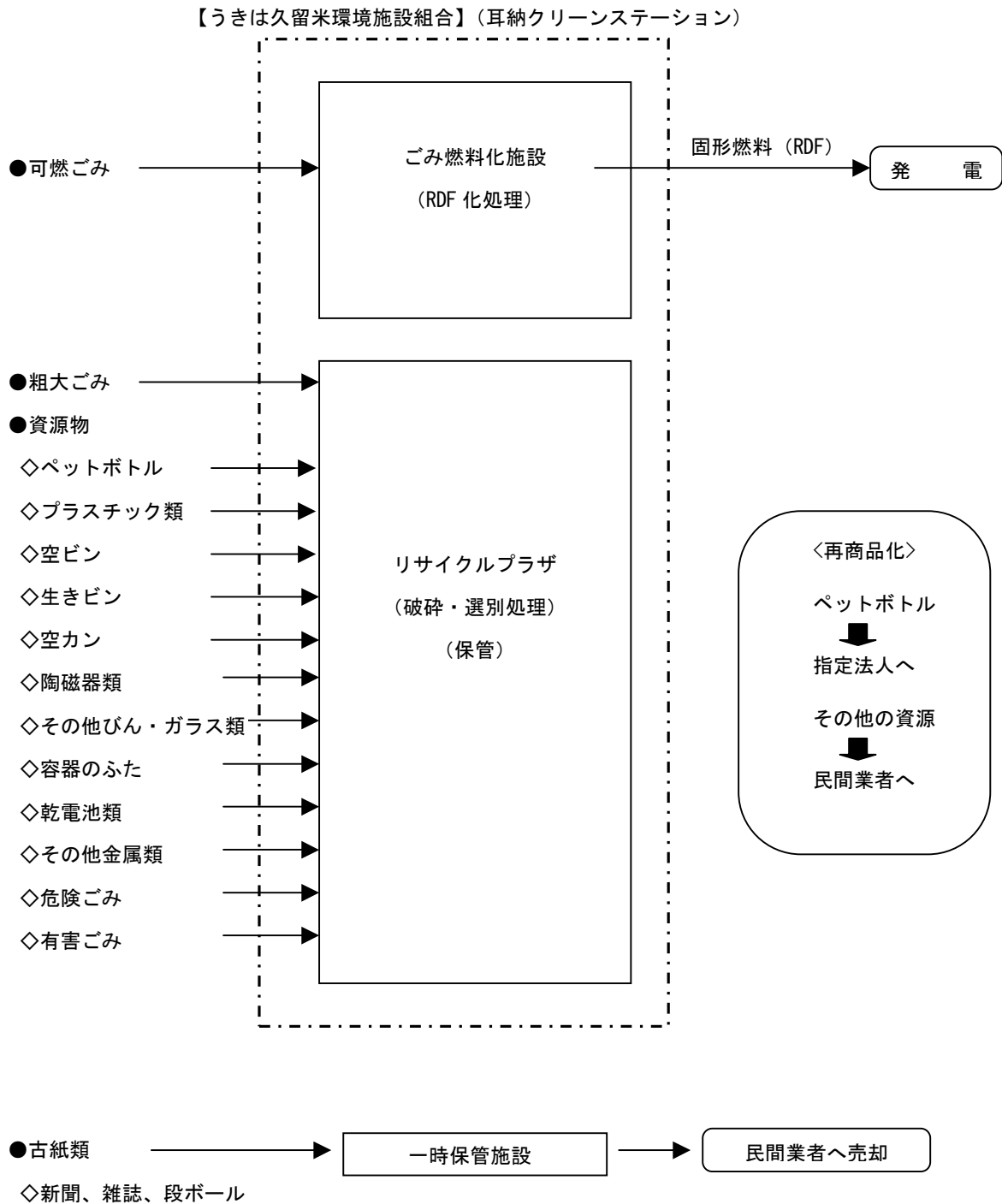
* 最終処分率……N/A

<参考>

リサイクル率については、67.7% (H22) だが、RDF処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は26.7%となる。

(2) 現在のごみ処理フロー

※資原物のうち直接搬入の古紙・古布
及び集団回収は除く



4 北野地域

(1) ごみ量の概要

(単位：t)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	4,569	4,593	4,317	4,303	4,248	4,254
B	家庭ごみ排出量	4,318	4,264	3,981	3,911	3,793	3,809
C	事業所ごみ排出量	251	329	336	392	455	445
D	1人当り排出量 g/(人・日)	702	702	660	662	655	654
E	資源化量	686	662	601	615	636	651
F	団体回収量	617	642	552	510	466	457
G	リサイクル量 (E+F)	1,303	1,304	1,153	1,125	1,102	1,108
H	リサイクル率 (%)	28.5	28.4	26.7	26.1	25.9	26.0
I	直接焼却	3,473	3,510	3,352	3,384	3,390	3,423
J	残渣焼却	271	271	255	239	229	231
K	焼却処理量 (I+J)	3,744	3,781	3,607	3,623	3,619	3,654
L	焼却残渣	0	0	0	0	0	0
M	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0
N	最終処分量 (L+M)	0	0	0	0	0	0
O	最終処分率 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、熔融処理した量

* 1人当りの排出量…A-G/(人口・年間日数)

* リサイクル率……G/A

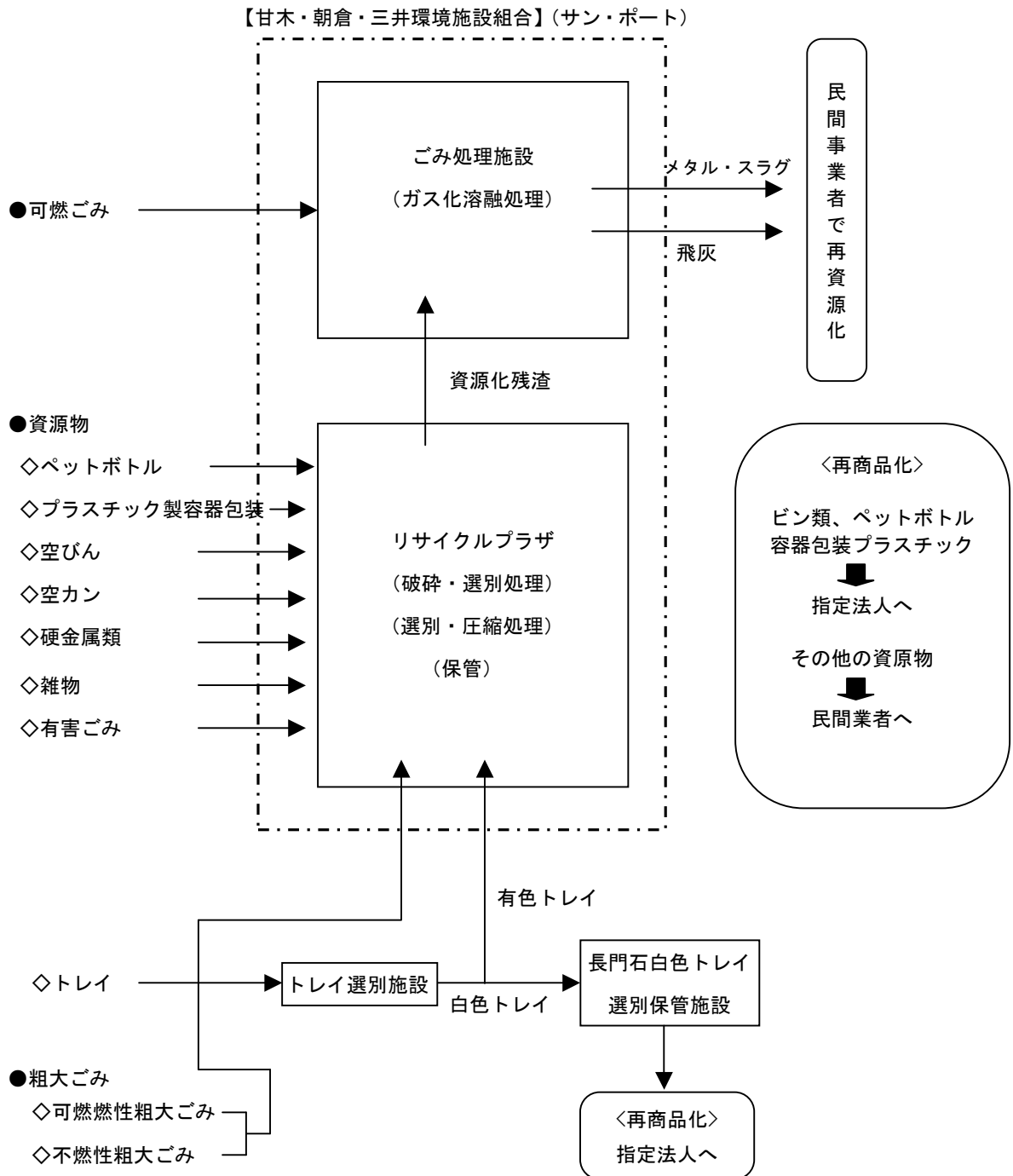
* 最終処分率……N/A

<参考>

リサイクル率については、26.0% (H22) だが、熔融処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は14.1%となる。

(2) 現在のごみ処理フロー

※資原物のうち直接搬入の古紙・古布
及び集団回収は除く



5 城島地域

(1) ごみ量の概要

(単位：t)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	3,599	3,558	3,548	3,408	3,350	3,263
B	家庭ごみ排出量	3,059	2,988	2,844	2,730	2,645	2,578
C	事業所ごみ排出量	540	570	704	678	705	685
D	1人当り排出量 g/(人・日)	706	705	709	690	685	677
E	資源化量	603	602	550	510	488	506
F	団体回収量	272	256	213	230	190	173
G	リサイクル量 (E+F)	875	858	763	740	678	679
H	リサイクル率 (%)	24.3	24.1	21.5	21.7	20.2	20.8
I	直接焼却	2,926	2,918	3,002	2,876	2,869	2,800
J	残渣焼却	73	71	61	54	58	61
K	焼却処理量 (I+J)	2,999	2,989	3,063	2,930	2,927	2,861
L	焼却残渣	75	79	68	67	56	55
M	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0
N	最終処分量 (L+M)	75	79	68	67	56	55
O	最終処分率 (%)	2.1	2.2	1.9	2.0	1.7	1.7

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、溶融処理した量

* 1人当りの排出量…A-G/(人口・年間日数)

* リサイクル率……G/A

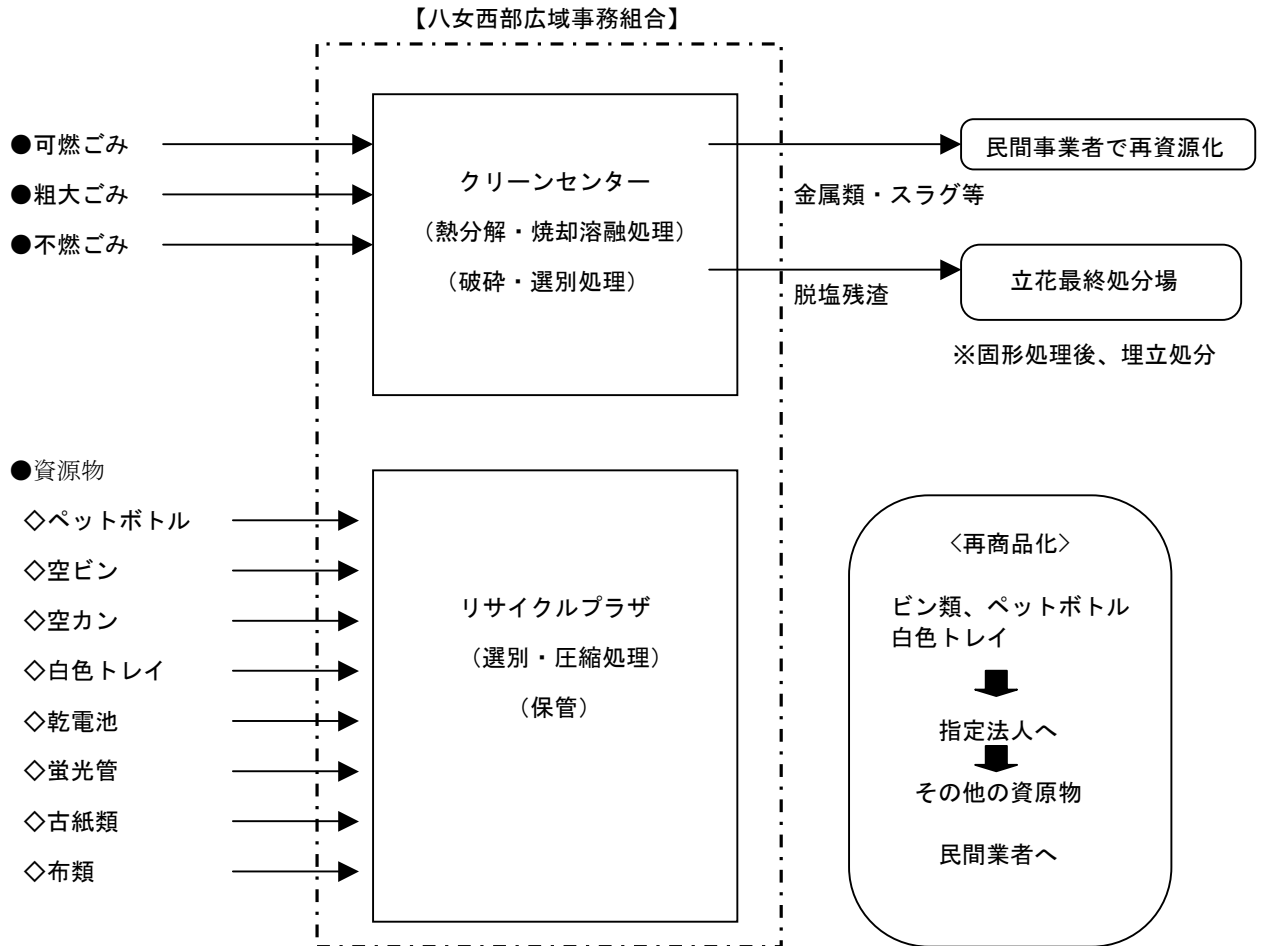
* 最終処分率……N/A

<参考>

リサイクル率については、20.8% (H22) だが、溶融処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は12.3%となる。

(2) 現在のごみ処理フロー

※資原物のうち集団回収は除く



6 三潞地域

(1) ごみ量の概要

(単位：t)

		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
A	総ごみ排出量 (B+C)	4,801	5,035	4,904	4,705	4,625	4,449
B	家庭ごみ排出量	3,773	3,791	3,659	3,427	3,365	3,299
C	事業所ごみ排出量	1,028	1,244	1,245	1,278	1,260	1,150
D	1人当り排出量 g/(人・日)	821	859	829	799	779	745
E	資源化量	1,013	1,037	905	880	818	847
F	団体回収量	126	107	107	86	90	42
G	リサイクル量 (E+F)	1,139	1,144	1,012	966	908	889
H	リサイクル率 (%)	23.7	22.7	20.6	20.5	19.6	20.0
I	直接焼却	3,925	4,199	4,148	4,017	3,982	3,853
J	残渣焼却	107	108	101	94	88	88
K	焼却処理量 (I+J)	4,032	4,307	4,249	4,111	4,070	3,941
L	焼却残渣	100	115	97	94	78	76
M	不燃ごみ	0	0	0	0	0	0
N	最終処分量 (L+M)	100	115	97	94	78	76
O	最終処分率 (%)	2.1	2.3	2.0	2.0	1.7	1.7

* 焼却処理量は、中間処理施設において、焼却・RDF化、熔融処理した量

* 1人当りの排出量…A-G/(人口・年間日数)

* リサイクル率……G/A

* 最終処分率……N/A

<参考>

リサイクル率については、20.0% (H22) だが、熔融処理後のリサイクル量を除いた直接資源化の率は11.4%となる。

(2) 現在のごみ処理フロー

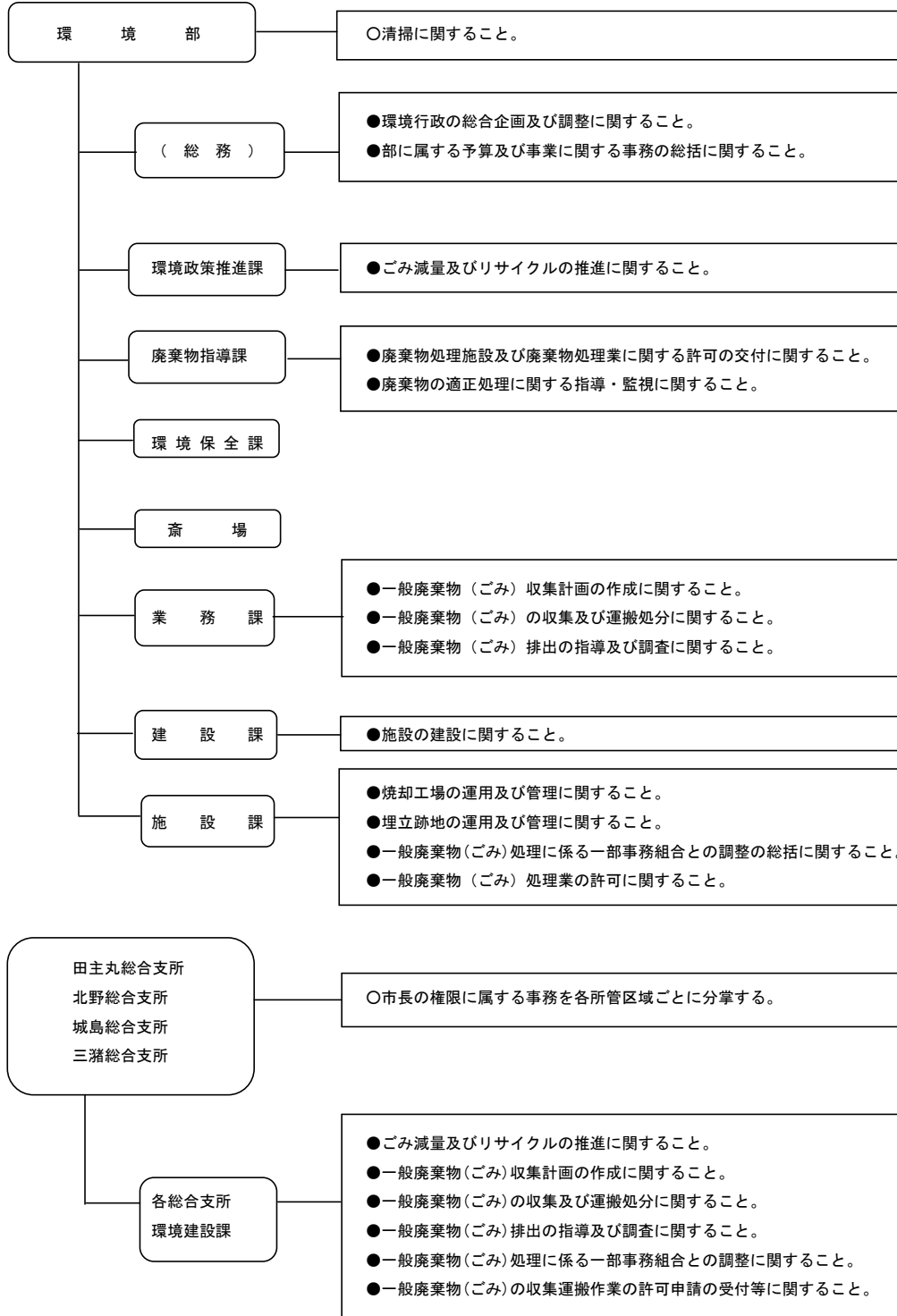
城島地域に同じ。

V ごみ処理経費

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総経費	経費総額(千円)	4,815,896	4,840,436	4,852,626	4,726,118	4,782,772	4,620,228
	総ごみ発生量(t)	118,571	117,268	113,873	108,562	104,672	103,093
	1t当たり処理経費(円)	40,616	41,277	42,614	43,534	45,693	44,816
	1世帯当たり処理経費(円)	41,544	41,756	41,369	39,945	40,073	38,351
	1人当たり処理経費(円)	15,790	15,871	15,921	15,561	15,773	15,250
収集経費	経費総額(千円)	1,097,987	1,083,272	1,052,532	1,014,440	949,563	871,273
	収集量(t)	74,671	73,501	71,057	67,049	65,017	64,064
	1t当たり処理経費(円)	14,704	14,738	14,813	15,130	14,605	13,600
	1世帯当たり処理経費(円)	9,472	9,345	8,973	8,574	7,956	7,232
	1人当たり処理経費(円)	3,600	3,552	3,453	3,340	3,131	2,876
焼却経費	経費総額(千円)	1,996,753	2,071,316	2,086,527	2,074,787	2,234,334	2,203,367
	焼却量(t)	93,104	93,769	92,115	89,047	86,841	85,791
	1t当たり処理経費(円)	21,446	22,090	22,651	23,300	25,729	25,683
	1世帯当たり処理経費(円)	17,225	17,868	17,788	17,536	18,721	18,290
	1人当たり処理経費(円)	6,547	6,791	6,846	6,831	7,368	7,273
埋立経費	経費総額(千円)	435,679	377,995	331,834	323,590	314,824	230,022
	埋立量(t)	11,292	11,015	10,671	10,323	6,778	3,300
	1t当たり処理経費(円)	38,583	34,316	31,097	31,347	46,448	69,704
	1世帯当たり処理経費(円)	3,758	3,261	2,829	2,735	2,638	1,909
	1人当たり処理経費(円)	1,429	1,239	1,089	1,065	1,038	759
リサイクル 経費	経費総額(千円)	945,605	965,737	951,272	871,739	828,898	873,470
	リサイクル量(t)	27,562	25,661	23,877	21,806	23,264	26,207
	1t当たり処理経費(円)	34,308	37,634	39,841	39,977	35,630	33,330
	1世帯当たり処理経費(円)	8,157	8,331	8,110	7,368	6,945	7,250
	1人当たり処理経費(円)	3,100	3,166	3,121	2,870	2,734	2,883

VI ごみ処理行政組織図

1 久留米市



※ 久留米市行政組織条例（昭和43年久留米市条例第46号）

※ 久留米市総合支所設置条例（平成16年久留米市条例第43号）

※ 久留米市行政組織規則（昭和39年久留米市規則第54号）

2 一部事務組合

うきは久留米環境施設組合

- 共同処理する事務
 - ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
 - ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
 - ・その他
 - 構成団体
 - うきは市・久留米市
- ※久留米市は、田主丸地域に係る事務に限り処理を行う。

甘木・朝倉・三井環境施設組合

- 共同処理する事務
 - ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
 - ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
 - ・その他
 - 構成団体
 - 朝倉市・筑前町・東峰村・久留米市・太刀洗町
- ※久留米市は、北野地域に係る事務に限り処理を行う。

八女西部広域事務組合

- 共同処理する事務
 - ・可燃・不燃・粗大ごみ処理施設の建設及び管理運営に関する事務
 - ・最終処分場の建設及び管理運営に関する事務
 - ・その他
 - 構成団体
 - 八女市・筑後市・広川町・大川市・大木町・久留米市
- ※久留米市は、城島地域及び三潞地域に係る事務に限り処理を行う。

第2節 ごみ処理の課題

I ごみ減量・リサイクルのさらなる推進

平成3年度からの空カン・空ビン・古紙類の分別収集を皮切りに、平成5年度の家庭系有料指定袋制度、平成10年度からの「容器包装リサイクル法」に基づく「17種分別収集」制度（現在は18種）開始など、様々なごみ減量・リサイクル施策を展開し一定の効果を上げてきた。

また、平成16年度には「ごみ減量緊急宣言」及び「古紙搬入拒否宣言」を発し、剪定枝・機密文書リサイクル施設の整備、上津クリーンセンターにおける搬入監視指導の強化など、積極的なごみ減量施策を実施してきた。

平成17年2月の広域合併後、旧4町地域のごみ処理においては、合併前から加入していたそれぞれの一部事務組合で処理をしている。平成20年度には、家庭系燃やせるごみ指定袋、資源回収奨励制度、生ごみ処理容器購入費補助制度などのごみ減量制度を統一し、全市でごみ減量・リサイクルを推進している。

平成22年度のごみ排出量は103,093トンで、平成16年度から7年連続で減少している。また、平成22年度のリサイクル率についても、25.4%に達している。

今後も、ごみ減量施策の継続や3R推進に向けた市民・事業者への啓発、新たなリサイクル制度の実施など、ごみ排出量を抑制していくことが課題である。

II 資源物保管施設等の当面の対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、自治体としての一般廃棄物（ごみ）の処理責任を果たし、また、ごみ減量・リサイクルの一層の進展を図るため、資源物保管施設、不燃物処理施設、リサイクル施設等、必要な施設を計画的に整備していく必要がある。

現在、資源物保管施設については、空カン・空ビン類ストックヤード（高良内中継基地内）、ペットボトル・ストックヤード、及び白色トレイ選別保管施設を設置している。

また、資源物の中間処理施設については、移動式磁選機付破碎機（高良内中継基地内）、剪定枝リサイクル施設（上津クリーンセンター内）及び機密文書リサイクル施設（同センター内）を設置している。

今後、北部一般廃棄物処理施設建設にあわせて市内に分散しているリサイクル関連施設を集約する。

III 新中間処理施設の整備

北部一般廃棄物処理施設の整備については、南北2カ所体制による長期安定処理を基本方針として、「環境に配慮した循環型のごみ処理施設」、「長期安定かつ安全なごみ処理体制の確立」を旨としている。

現在、可燃ごみは、上津クリーンセンターのみで処理を行っているが、その処理量は能力限界付近で推移しているのが現状であり、また平成5年4月から稼働しているため、老朽化による機能低下が避けられない状況となっている。

このような状況から、上津クリーンセンターにおいては、施設の運転を行ないながら改修が可能な電算制御システムやプラントの一部機器の改修をH23、24年度に第1期工事として実施し、また、施設の長期停止が必要となるごみクレーンや発電設備等の共通設備の改修を北部一般廃棄物処理施設の稼働後、第2期工事として速やかに実施する。

さらに、合併した旧町の将来対応や、台風・地震等の自然災害時の対応などからも、早急に北部一般廃棄物処理施設を整備する。

IV 最終処分場の確保

杉谷埋立地（第一処分場）は、平成13年1月に建設に着手し、平成17年3月に完成し、4月から供用開始した。

また、杉谷埋立地（第二処分場）は、平成20年6月に建設に着手し、平成22年9月に完成し、10月から供用開始した。

今後も、長期的に安定したごみの市域内処理を図る。

V 市町村合併に伴う制度の統一

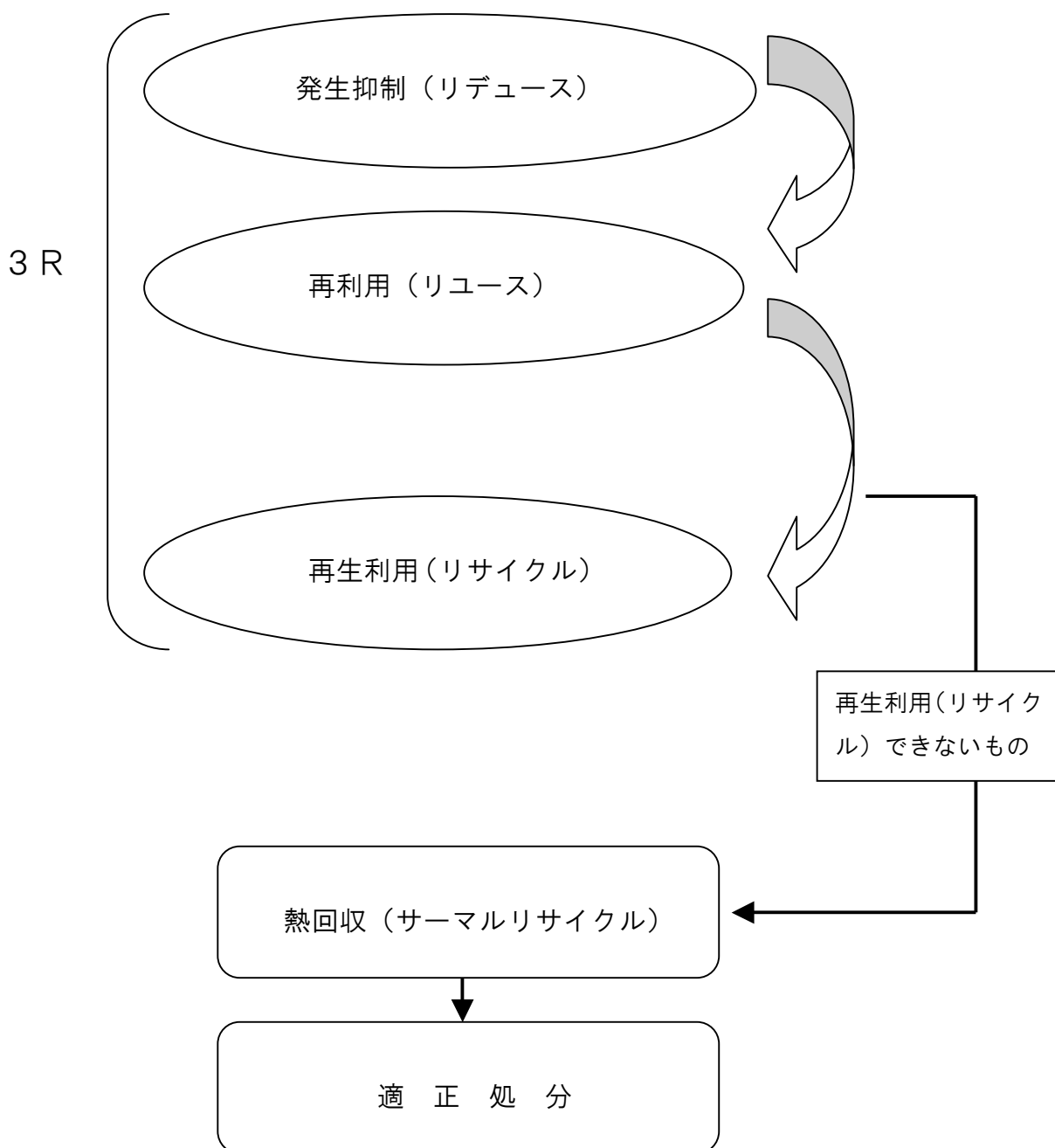
平成17年2月5日に久留米市、旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町が合併し、それら旧町が廃され、その区域が久留米市に編入された。

それぞれの区域におけるごみ処理の諸制度は、それぞれ異なるものであり、合併の際の久留米広域合併協議会における調整及び久留米市、旧田主丸町、旧北野町、旧城島町及び旧三潴町の合併協定において、当分の間は、既存の制度を存続するものとなった。

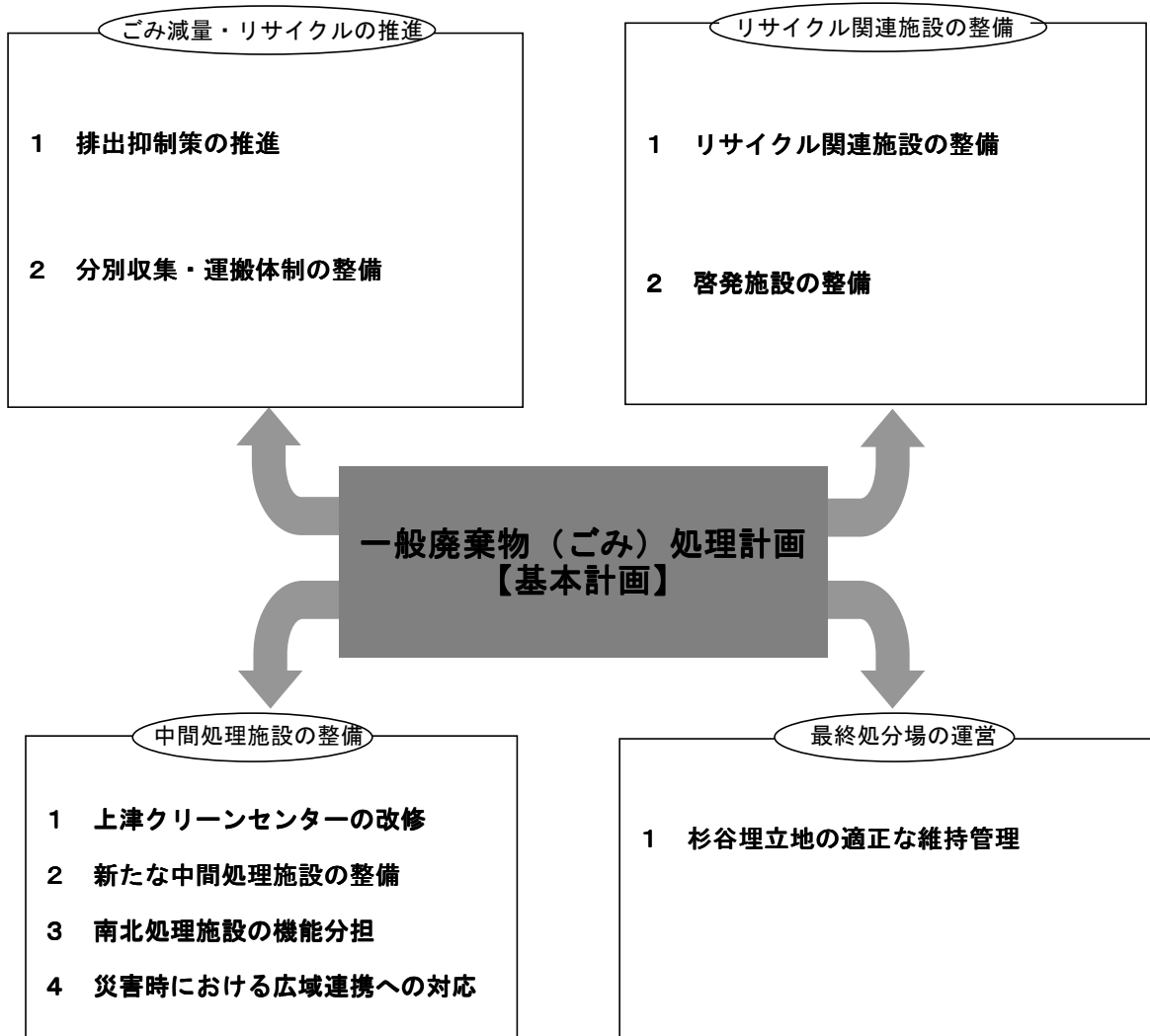
その後、平成20年度に家庭系燃やせるごみ指定袋、資源回収奨励制度、集積所登録制度など、平成23年度には廃棄物減量等推進員制度など、一部のごみ処理制度の統一を図った。

今後も、粗大ごみ制度や分別品目などごみ処理の諸制度について、統一を図っていく。

《第3章 計画の基本的方向》
第1節 ごみ処理体系とフロー
I 循環型ごみ処理の流れ



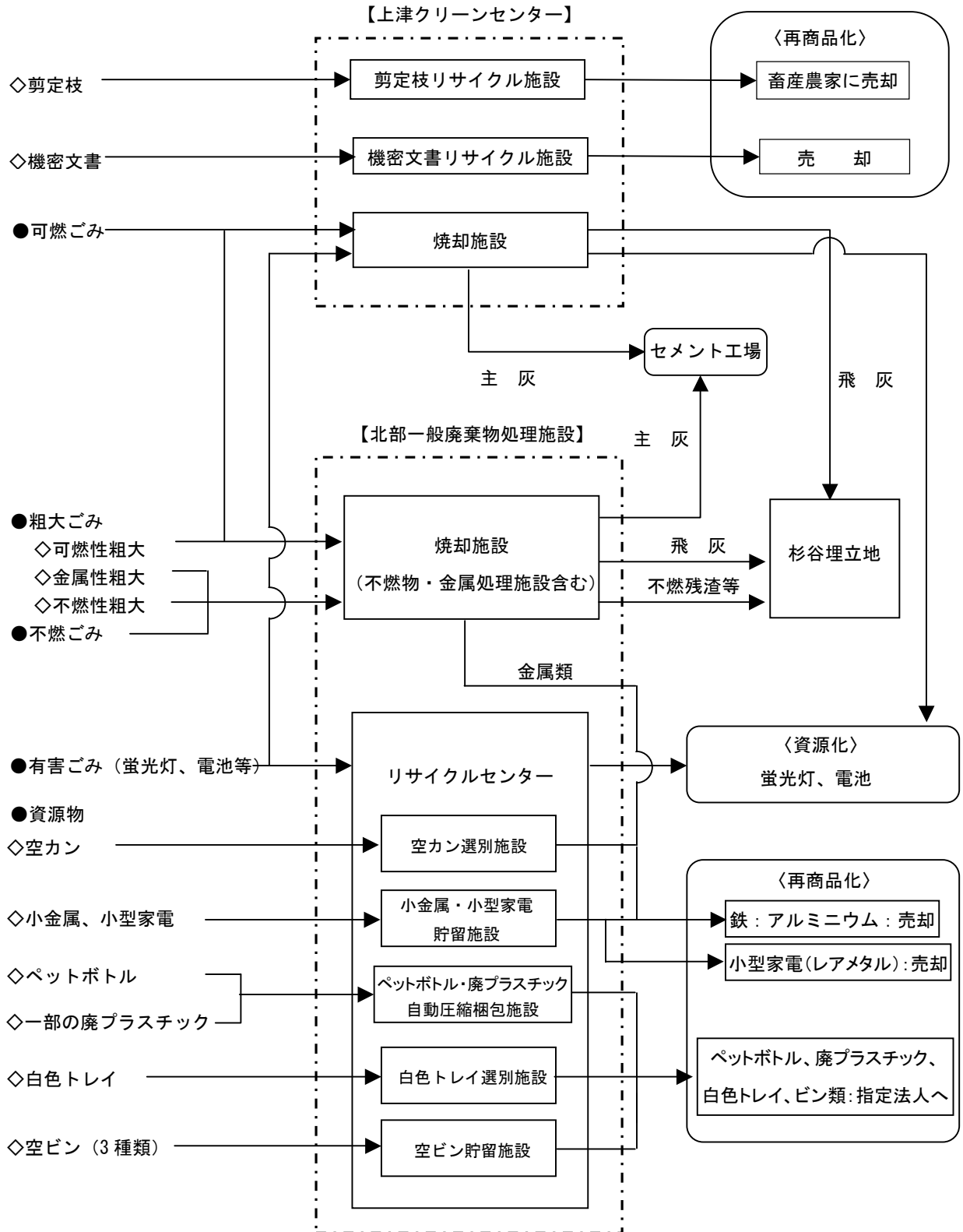
II ごみ処理基本計画の体系図



Ⅲ 将来のごみ処理フロー

1 久留米地域(平成 27 年度)

※資原物のうち民間施設へ直接搬入される古紙・古布及び集団回収は除く



2 田主丸地域、北野地域、城島地域及び三瀨地域(平成 27 年度)

(1) 田主丸地域及び北野地域(平成 27 年度)

当分の間は、現行(平成 23 年度)の制度を継続する。

また、久留米地域における北部一般廃棄物処理施設稼働後は、田主丸地域及び北野地域のごみ処理を行う一部事務組合(うきは久留米環境施設組合、甘木・朝倉・三井環境施設組合)において、一部事務組合の施設で処理できないごみは、久留米地域の 2 施設で処理する。

(2) 城島地域及び三瀨地域(平成 27 年度)

北部一般廃棄物処理施設稼働後は、城島地域及び三瀨地域のごみ及び資源物は、すべて久留米地域の 2 施設で処理する。

第2節 計画の基本的方向

I 計画の基本的方向

久留米市における一般廃棄物（ごみ）の排出量については、平成22年度は103,093トンで、平成19年度の113,873トンに比べ10,780トン（9.5パーセント）減少している。本計画においては、引き続き、分別の徹底、ごみ減量・リサイクル推進により、ごみの排出抑制を図っていく。

ごみ排出量抑制

- ◇ 国は平成19年度に対して平成27年度におけるごみ排出量を5%削減するという目標を掲げている。

本市においては、久留米市環境基本計画の中で、これまでのごみ排出量の推移、ごみ減量施策の実績を勘案し、19年度に対し平成32年度におけるごみ排出量を、国の目標にさらに5%上乘せし、10%削減すると定めている。この目標に従い平成27年度目標を以下のように定める。

※平成27年度目標値 市民1人1日当たりの排出量925グラム以下

平成32年度目標値 市民1人1日当たりの排出量920グラム以下

（久留米市環境基本計画）

環境への負荷が少ない循環型の処理施設の整備

- ◇ 北部一般廃棄物処理施設の整備を行う。 ※ 平成27年度稼働予定
- ◇ ごみ減量と不燃物・金属処理、主灰のリサイクルにより、最終処分量の削減を図る。

※平成27年度目標値 リサイクル率23パーセント以上

平成26年度目標値 リサイクル率23パーセント以上

（久留米市環境基本計画行動計画）

安全で安定した施設の維持管理

- ◇ 市民との協働による安全監視を推進する。
- ◇ ISO14001の取り組みを継続し、環境に配慮した施設の運営を推進する。

Ⅱ ごみ減量・リサイクルの推進

1 排出抑制策の推進

本市では、排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量を推進する施策を積極的に展開する。

また、その実施に当っては家庭系ごみ・事業系ごみを問わず全ての排出者を対象とし、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確にとらえ、トータルでの排出量抑制を図る。

2 分別収集・運搬体制の整備

今後、分別収集・リサイクルの推進を基本に、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく分別収集や、その他独自の分別収集ルートなどを活用するなど、可能な限りのごみの分別収集ルートを整備し、更なるごみ減量・リサイクルの推進と限られた資源の有効活用を進める。

また、有料収集については、排出量に応じた公平な費用負担の観点と有料化による排出抑制及び分別の徹底等の効果が高く、今後も継続することとする。

(1) 分別収集の内容

現在、久留米地域で実施している18種類（燃やせるごみ・燃やせないごみ・空カン・無色ビン・茶色ビン・その他ビン・ペットボトル・白色トレイ・小金属・有害ごみ・新聞紙・ダンボール・雑誌類・布類・牛乳パック・可燃性粗大ごみ・不燃性粗大ごみ・金属性粗大ごみ）の分別収集を継続して実施していく。また、これまでプラスチック製容器包装のリサイクルに関しては、「白色トレイ」に限定し分別収集を行ってきたが、北部一般廃棄物処理施設稼働後に、一部廃プラスチック容の分別収集や、レアメタルのリサイクルについても、効率的な分別のあり方を検討し、新たな分別品目に追加する。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づく品目や資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）で指定再資源化製品とされた家庭用パソコンについては、メーカーによる回収・リサイクルの徹底を図るべく周知指導を継続していく。

(2) 収集体制

久留米地域で市が収集（直営・委託）するものは、久留米地域の資源回収業者で組織されたリサイクル事業協同組合が収集する古紙・布類（新聞紙・ダンボール・雑誌類・布類・牛乳パック）を除くものとする。

なお、大型店舗等によるアルミ缶・牛乳パックや白色トレイ等の資源物の店頭回収については、事業者責任による自主回収促進とリサイクルルート拡大による市民の利便性向上の観点から、積極的に推進する。

また、中長期的な収集体制については、行政責任、市民サービスの質、効率性及び法適合性を確保する中で、死骸動物収集については、平成20年度より民間委託化し、久留米市全域に拡大した。更に久留米地域においては、平成20年度より燃やせるごみ、粗大ごみの完全民間委託化を行った。今後とも民間活力の更なる活用を検討し、久留米地域の資源物収集の民間委託化を図る。

Ⅲ リサイクル関連施設の整備

1 総合的な施設整備までの運用

平成27年度中の稼働開始を目標としている北部一般廃棄物処理施設には、リサイクルを推進するためのリサイクル関連施設を建設する予定である。

なお、この施設が稼働開始するまでは、現状市内各所に点在する施設（高良内中継基地、ペットボトル中間処理施設、白色トレイ選別施設）にて選別・処理・保管等を行なう。

2 総合的なリサイクル関連施設の整備

現在市内各所で暫定的に処理を行っている資源物については、北部一般廃棄物処理施設整備事業と併せた総合的なリサイクル関連施設の整備を行ない、施設の集約を図る。

Ⅳ 中間処理施設の整備

北部一般廃棄物処理施設の整備については、平成27年度中の稼働開始を目標として進める。

新たな施設は、焼却機能及び不燃物・金属処理機能を有する施設とし、規模は将来の姿を見通し、市域において発生するごみを適正に処理できるものとする。

また、新たな中間処理施設の建設に当たっては、市内各所に分散するリサイクル関連施設の集約を図り、一体的な整備を行なうものとする。

北部一般廃棄物処理施設は、市の北部地区に位置する宮ノ陣町八丁島地区に建設し、上津クリーンセンターとの2か所体制によりごみの処理を行うものとする。

なお、上津クリーンセンターでは、施設の運転を行ないながら改修が可能な電算制御システムやプラントの一部機器の改修をH23、24年度に第1期工事として実施し、また、施設の長期停止が必要となるごみクレーンや発電設備等の共通設備の改修を北部一般廃棄物処理施設の稼働後、第2期工事として速やかに実施する。それまでの間は、上津クリーンセンターの適正な維持管理を行なっていく。

Ⅴ 最終処分場の運営

杉谷埋立地（第一処分場）は、平成13年1月に建設に着手し、平成17年3月に完成し、4月から供用開始した。また、杉谷埋立地（第二処分場）は、平成20年6月に建設に着手し、平成22年9月に完成し、10月から供用開始した。

杉谷埋立地の運営にあたっては、各種法令や地元との協定を遵守し、安全で適正な維持管理を行なっていく。

《第4章 計画の具体的な取組》

第1節 計画目標年次

計画目標年次 平成27年度

平成12年度から15年後であり、現在計画している全ての施設の整備や施設の整備に伴う事業が完了する予定である。

第2節 ごみ量の推計

I ごみ量予測の考え方

ごみは市民の意識や社会・経済情勢、あるいは天変地異に伴って大幅に変動するので、その予測は非常に困難である。しかし、ごみの量は清掃行政における施策を展開する上での根幹をなすものであり、特に将来のごみ処理施設の計画には非常に重要な要因である。

本計画では過去の実績を基礎として最新の数値（平成22年度までの実績数値）を基にごみ量を予測するものとし、以下のような考え方で予測を行う。

① ごみ排出量

ごみ排出量は計画収集量と直接搬入量及び集団回収量に区分される。また、それぞれ家庭系と事業系を含んでいるが、排出量の推計は全体量に対して一律に行う。

平成17年2月の広域合併後、本市におけるごみ排出量は減少傾向が続いている。平成20年度には、家庭系燃やせるごみ指定袋制度を市内で統一するなどにより、対前年度比4.1%の減少となったが、直近の平成22年度においては、対前年度比1.4%の減少に留まっている。

このような状況を踏まえ、今回のごみ排出量予測では、平成22年度のごみ排出量実績をベースに、平成27年度までほぼ横ばいで推移するものとし、また将来における増加要因を加味した上で、予測値を算出した。

なお、久留米市環境基本計画の中では、環境省により定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」に基づき、平成19年度に対して平成27年度におけるごみ排出量を5%削減するという目標を踏まえ、久留米市においてはさらに5%の上乗せを図り、10%削減するという目標を掲げている。本計画においても、この目標に従い平成27年度目標を以下のように定める。

目標値：市民一人一日当たりのごみ排出量

1020g（H19年度実績） ⇒ 925g（H27年度目標）

920g（H32年度目標）

② 集団回収量

市域内における一般廃棄物の排出抑制のためには住民の自主的な取組みによる集団回収は有効な手段であり、この制度を継続させ、今の水準を継続させる。

③ 推計にあたってのごみの種類

ごみの種類は細分化すると様々なものに分けられるが、以下のとおり種類ごとにまとめて推計する。

	分類	種類	構成要素
ごみ排出量	計画収集	可燃ごみ	収集可燃ごみ
		不燃ごみ	収集不燃ごみ
		粗大ごみ	可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ、
		資源物	空カン、空ビン、ペットボトル 古紙、古布、牛乳パック、一部の廃プラ容器
		有害ごみ	蛍光管、乾電池、鏡、体温計
	直接搬入	可燃ごみ	直接搬入可燃ごみ
		不燃ごみ	直接搬入不燃ごみ、直接搬入金属
		粗大ごみ	直接搬入粗大ごみ（可燃、不燃、金属）
		資源物	直接搬入機密文書、直接搬入剪定枝
	集団回収	資源物	紙類、金属類、ビン類、布類等

④ 将来における増加要因

(7) 4町で受入れをしていない物の受入

合併4町（三猪・城島・北野・田主丸）はそれぞれが所属する組合の分別方法に従い収集および搬入をしているが、北部一般廃棄物処理施設稼働後、久留米地域で処理を行なう物のうち、現在4町で処理をしていない物について、久留米地域の処理施設で受け入れ、処理する。

(1) 事業系不燃ごみ受入

北部一般廃棄物処理施設稼働後、これまで受け入れを停止していた事業系の不燃ごみを受け入れ、処理する。

II ごみ量推計

1 ごみ排出量推計

(単位：t/年)

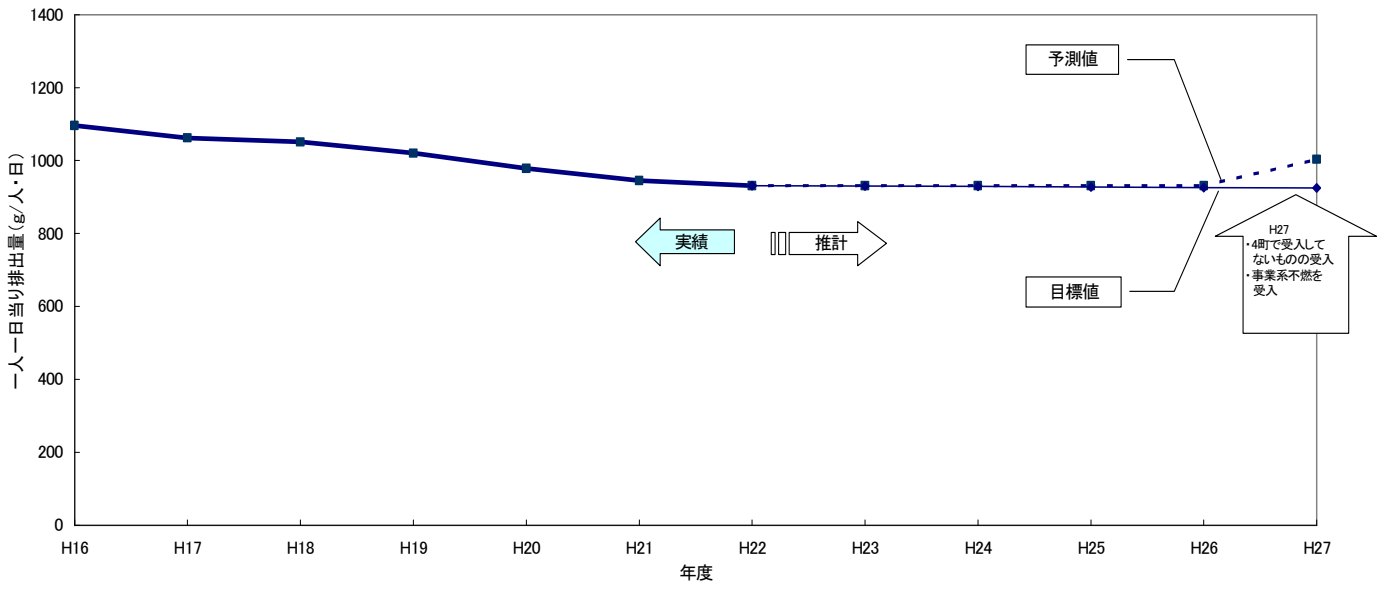
年度	計画収集					直接搬入				集団回収	合計	備考
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物	有害ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源物			
H23	76,095	1,131	1,289	11,019	71	5,405	666	3,063	519	3,835	103,093	
H24	76,095	1,131	1,289	11,019	71	5,405	666	3,063	519	3,835	103,093	
H25	76,095	1,131	1,289	11,019	71	5,405	666	3,063	519	3,835	103,093	
H26	76,095	1,131	1,289	11,019	71	5,405	666	3,063	519	3,835	103,093	
H27	78,698	1,160	1,356	11,330	71	5,617	5,366	3,175	538	3,835	111,146	・4町で受入していないものの受入 ・事業系不燃受入

ごみ排出量の見通し

項目	(単位)	現況	推計
		H22	H27 ・4町で受入していないものの受入 ・事業系不燃の受入を想定
総人口	人	303,435	303,435
収集・搬入ごみ量	t/日	271.9	294.0
集団回収	t/日	10.5	10.5
全体排出量	t/日	282.5	304.5
1人1日当たり排出量	g/日・人	930.8	1,003.5
リサイクル量	t/日	71.8	74.5
リサイクル率	%	25.4	24.5
埋立量	t/年	3,234	4,510
最終処分率	%	3.1	4.1

ごみ排出量実績と推計

久留米市一人当り排出量 [g/人・日]



2 ごみ処理量推計

(単位:t/年)

年度	可燃ごみ 処理量	不燃ごみ 処理量	粗大ごみ 処理量	合計	備考
H23	81,500	1,797	4,352	87,649	
H24	81,500	1,797	4,352	87,649	
H25	81,500	1,797	4,352	87,649	
H26	81,500	1,797	4,352	87,649	
H27	84,315	6,526	4,531	95,372	・4町で受入していないものの受入 ・事業系不燃受入

可燃ごみ処理量：収集可燃ごみ量＋直接搬入可燃ごみ量

不燃ごみ処理量：収集不燃ごみ量＋直接搬入不燃ごみ量

粗大ごみ処理量：収集粗大ごみ量＋直接搬入粗大ごみ量

3 埋立量推計

(単位:t/年)

年度	灰量	不燃等	埋立量合計
H23	2,651	583	3,234
H24	2,651	583	3,234
H25	2,651	583	3,234
H26	2,651	583	3,234
H27	2,979	1,531	4,510

※埋立容量は、埋立量（重量）を容量（容積）に換算し、更に覆土を加えた量となる。

灰量：固化灰（上津及び新施設）

不燃等：不燃（残渣）、処理不適物、土砂・ブロック等

第3節 具体的な取り組み

I ごみ減量・リサイクルの推進

1 排出抑制策の推進

(1) 排出源でのごみ減量

① 有料指定袋制度

平成5年度からごみ排出者へ、その排出量に応じて処理費用の一部負担を求める有料指定袋制度を導入しており、分別の徹底及びごみ減量・リサイクルの促進に成果を上げている。なお、合併時には市内各地域毎に異なっていた家庭系燃やせるごみ袋制度は、平成20年度に統一している。

② 自家処理容器購入費補助制度

家庭での生ごみの自家処理を促進するために、生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機の購入費の一部を補助している（合併時には市内各地域毎に異なっていた本制度は平成20年度に統一し市内全域に対象を拡大した）。また、生ごみ処理容器モニター事業により補助対象機種種の拡大を検討するとともに、イベントでの生ごみリサイクルアドバイスコーナーの設置や、生ごみダイエットハンドブックの発行など、処理容器の普及拡大に努める。

③ 生ごみリサイクルアドバイザー派遣事業

生ごみ減量・堆肥化等に関する知識と技術を持つアドバイザーを、保育園や学校等に派遣し、「生ごみ堆肥化→野菜作り→収穫→調理」という食の循環を体験してもらう事業を実施している。幼少期からの環境意識の啓発は重要であり、子供たちの、ごみ減量意識の醸成、食育の推進に努める。

④ 生ごみリサイクルリーダー育成事業

家庭から排出される生ごみの堆肥化を促進するため、地域等で生ごみリサイクルを指導するリーダーを育成します。

⑤ 地域生ごみリサイクル事業

家庭から排出される生ごみの有効活用を図るため、地域において生ごみ分別から堆肥の活用までの生ごみ循環のシステムを検証します。

(2) 分別徹底によるごみ減量

① 剪定枝リサイクル事業

久留米地域においては、平成16年度に設置した剪定枝リサイクル施設により、有用資源である剪定枝のリサイクルと焼却ごみの減量を推進する。

なお、チップ化した製品は市内の畜産農家にて水分調整材として使用され、

畜産ふん尿の適正処理と土づくりの推進による農産物の安定生産と品質向上といった資源循環型農業の確立にも寄与するものである。

② 機密文書リサイクル事業

久留米地域においては、平成16年度に発した『ごみ減量緊急宣言』及び上津クリーンセンターにおける『古紙搬入拒否宣言』を行い、これまでやむを得ず焼却処理を行っていた機密文書を含め直接搬入される古紙類のリサイクルを促進することとした。その受け皿として大型シュレッダーを上津クリーンセンター敷地内に設置し、オフィスペーパーを中心に機密保持を図りつつ資源化の促進を図る。

なお、機密文書以外の古紙類については一切受け入れることなく、市内の古紙持込協力店への搬入指導を継続する。

③ レアメタルリサイクル事業

久留米地域においては、小型家電に含まれている希少金属（レアメタル）のリサイクルを進めるため平成23年度から国のレアメタルモデル回収事業に参加し、小型家電の効率的な収集・リサイクルシステム制度確立に向け検証を行っている。

今後は、北部一般廃棄物処理施設稼働後に、新たなリサイクル品目として、分別収集を開始する。

④ 新たな分別収集の実施

循環型社会の構築に向け、ごみ減量・リサイクルの基礎である3R（リデュース・リユース・リサイクル）を、市民・事業者へさらに定着させるとともに、新たな分別収集に取り組む。

具体的には、久留米地域においては、北部一般廃棄物処理施設稼働後に、これまで「白色トレイ」に限定し分別収集を行ってきた「その他プラスチック製容器包装」の対象を有色トレイも含めた一部の廃プラスチックへ拡大する。

2 分別収集・運搬体制の整備

(1) 収集体制

久留米地域における燃やせるごみ、粗大ごみの収集体制は、平成20年度よりそのすべてを民間に委託しており、それを継続する。また、資源物の収集体制は、民間委託化を図る。

田主丸地域、北野地域、城島地域及び三潞地域における収集体制は、平成17年2月5日の時点で、そのすべてを民間に委託しており、それを継続する。

(2) ごみ集積所登録制度

田主丸地域、北野地域、城島地域及び三瀦地域においても久留米地域と同様に、集積所方式による収集を行っており、その管理を地域住民が担っている。平成20年度よりごみ集積所登録制度を全市域に導入しており、今後とも、ごみ集積所の管理は地域住民の自主的な共同管理を柱としていく。

(3) 分別推進員制度

地域におけるごみ減量・リサイクルに関する指導啓発や、集積所での分別排出の徹底推進、集積所登録制度の取りまとめ、集積所の自主管理の推進など、市と地域のパイプ役として活動する「分別推進員制度」を平成9年度から実施している。

この制度により、各集積所での分別状況は良好に推移し、一定の成果をあげている。

平成23年度より田主丸地域、北野地域、城島地域及び三瀦地域においても分別推進員制度を導入しており、今後も、分別推進員活動は地域のごみ減量・リサイクルを推進する上で重要であることから、制度を継続していく。

Ⅱ リサイクル関連施設の整備

(1) リサイクル関連施設の整備

平成27年度中を稼働目標としている北部一般廃棄物処理施設に、次に掲げる各施設からなる総合的なリサイクル関連施設を整備する。

① 空カン選別施設

高良内地区に設置しているストックヤード施設の機能をリサイクル関連施設に集約する。また、アルミ缶とスチール缶の選別機能などを備えた設備とする。

② 小金属・小型家電選別施設

高良内地区に設置しているストックヤード施設の機能をリサイクル関連施設に集約する。また、小型家電を新たなリサイクル品目として分別収集を行なうための選別機能などを備えた設備とする。

③ ペットボトル・廃プラスチック自動圧縮梱包施設

長門石地区に設置しているペットボトルの選別・圧縮・梱包・保管を行っている施設の機能をリサイクル関連施設に集約する。また、一部の廃プラスチックを新たなリサイクル品目として分別収集を行なうための選別機能などを備えた設備とする。

④ 白色トレイ選別施設

長門石地区に設置している白色トレイの選別・保管を行っている施設の機能をリサイクル関連施設に集約する。

⑤ 空ビン貯留施設

高良内地区に設置しているストックヤード施設の機能をリサイクル関連施設に集約する。

(2) 啓発施設の整備

北部一般廃棄物処理施設の敷地内に併せて整備予定の管理棟に、ごみ減量・リサイクルの啓発のための会議室、研修室やリサイクル工房などを整備する。

また、環境先進都市づくりを視野に、低炭素・循環型社会の構築に寄与する環境啓発機能を兼ね備え、3R推進イベント室の市の開催など市民活動の交流拠点となるような様々な取り組みが行える施設整備を図るとともに、本施設を活用した地域の活性化や周辺の賑わいを創出する。

併せて、災害時の周辺住民の避難場所としての活用を図る。

Ⅲ 中間処理施設の整備

1 上津クリーンセンターの改修

計画当初のごみ量推計では、平成19年度には上津クリーンセンターの処理能力を超える見込みであったが、様々な施策の実施と市民の努力により、ごみ処理量の増加に歯止めをかけることができた。しかしながら、上津クリーンセンターは稼働から19年が経過しようとしており、施設の老朽化の進行により、改修が必要な状況となっていることから、施設の運転を行ないながら改修が可能な緊急度の高い電算制御システムやプラントの一部機器の改修をH23、24年度に第1期工事として実施し、また、施設の長期停止が必要となるごみクレーンや発電設備等の共通設備の改修を北部一般廃棄物処理施設の稼働後、第2期工事として速やかに実施し、機能維持と延命化を図る。

また、北部一般廃棄物処理施設が稼働した際は、当該施設との2箇所の体制により市域におけるごみの中間処理を行っていく。

2 新たな中間処理施設の整備

北部一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、焼却炉としてストーカ炉を建設し、発生した焼却灰をセメントの原料とする。なお事業手法として、PPP手法の一つであるDBO方式を採用し、民間のノウハウ、活力の導入を図る。

また、施設整備に際しては、可燃ごみの処理だけでなく不燃ごみや金属類の破碎選別処理設備を設置し、リサイクルの推進を行うこととする。

さらに、資源物のリサイクルセンターなど、総合的なごみ処理施設整備を図る。

なお、環境への負荷を低減し、高度な安全性と安定性を確保していくために、焼却炉の整備にあたっては、ダイオキシン対策など排ガス処理設備等において、最先端の処理システムの導入を図る。

※ PPP手法とDBO方式について

PPP手法とは、*Public Private Partnership*の略で、公共と民間とが共同して公共サービスを効率的かつ効果的に提供する事業手法のこと。

また、DBO方式とは *Design Build Operate*の略で、PFI事業に類似した事業方式の一つであり、公共が資金を調達し、設計・建設・運営を一括して民間に委託する事業手法のこと。

※ 北部一般廃棄物処理施設の整備の概要

	焼却施設（不燃物・金属処理施設含む） （ストーカ炉＋灰セメント化）	リサイクルセンター
受入対象 廃棄物	可燃ごみ 可燃性粗大ごみ 不燃ごみ 不燃性粗大ごみ 金属性粗大ごみ	空カン 小金属 小型家電 ペットボトル 一部の廃プラスチック容器 白色トレイ 空ビン類

3 南北処理施設（南部：上津クリーンセンター、北部：北部一般廃棄物処理施設）の機能分担

上津クリーンセンター（上津町）は稼働後19年が経過しようとしていることから、老朽化が進行しており、またごみ質の変化等から処理能力も低下しているが、適切な改修を実施し、今後も継続使用する。また、新たに整備する北部一般廃棄物処理施設では、上津クリーンセンターと分担処理する可燃ごみに加えて、不燃ごみや資源物なども処理する。

南北処理施設での可燃ごみの分担処理においては、処理対象区域内をエリア分けした計画収集を行ない、最も収集効率の良い収集体制を構築した上で、エリア毎にそれぞれの施設で可燃ごみを処理していく。

4 災害時等における広域連携への対応

大規模な災害が発生した場合や機器故障時等の緊急時には、市町村内での対応が困難と想定され、廃棄物処理の広域連携が求められている。

これまで、災害等の緊急時における相互協力体制の確立のため、久留米市周辺の6つの一部事務組合等と相互支援協定を締結しているが、今後、更にこの取り組みの拡大・強化を進めていく。

IV 最終処分場の運営

1 杉谷埋立地の適正な維持管理

杉谷埋立地（第一処分場）は、平成13年1月に建設に着手し、平成17年3月に完成し、4月から供用開始した。また、杉谷埋立地（第二処分場）は、平成20年6月に建設に着手し、平成22年9月に完成し、10月から供用開始した。

杉谷埋立地の運営にあたっては、各種法令や地元との協定を遵守し、安全で適正な維持管理を行なっていく。

V 施設の概要（現状と今後の計画）

施設名	設置場所	設備概要
上津クリーンセンター	上津町	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ焼却施設（ストーカ炉） ・ 可燃性粗大ゴミ破碎設備 ・ 剪定枝リサイクル施設 ・ 機密文書リサイクル施設
北部一般廃棄物処理施設	宮ノ陣町	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ焼却施設（ストーカ炉） ・ 可燃性粗大ゴミ破碎設備 ・ 不燃物・金属類破碎選別処理設備 ・ リサイクルセンター ・ 管理棟
杉谷埋立地	高良内町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物最終処分場 (埋立物：焼却残渣、不燃ごみ)

施設整備スケジュール（予定）

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
上津クリーンセンター		←H5稼働						
				改修工事				
北部一般廃棄物処理施設	焼却施設 (不燃物・金属類処理施設含む)					建設工事		
	リサイクルセンター							
	管理棟							
杉谷埋立地	第一処分場 H17～埋立開始		H22 第二処分場 埋立開始					

VI 施設の安全管理

中間処理施設、最終処分場その他のごみ処理施設については、施設の安全性が最重要とされなければならない。よって、施設の管理及び運営並びに建設に当たっては、市民の安心・安全な信頼を得るために、安全管理の徹底を図るものとする。

また、市民によって構成される施設の監視組織との連携を図りながら、安全の監視の徹底とさらなる適正管理に努めるものとする。

- ① 杉谷埋立地は、モニタリング体制のシステム化を図り、従事者の研修などを継続、強化する。
- ② 高良内町運営委員会との確認書に基づき、住民参加の安全監視組織である杉谷最終処分場連絡協議会と一体となって安全性を確認していく。また、モニタリング結果等のデータは連絡協議会に公表する。
- ③ 上津クリーンセンター連絡協議会と杉谷最終処分場連絡協議会は定期的開催されている。これらの協議会に対し、分かりやすい情報提供を行う。また、連絡協議会ニュース発行時の積極的な情報提供などの支援や現地視察などにより施設周辺住民に信頼される処理施設をめざす。

また、宮ノ陣町八丁島地区に整備する北部一般廃棄物処理施設について、建設段階から地元住民参加の安全監視組織により、安全性を確認し、さらに処理施設の管理運営においては、公害防止協定を地元地区と締結し、同協定を遵守していく。

- ④ 専門家によるごみ処理施設等監視委員会は協議内容の充実を継続的に図るなど、安全、安定した施設管理に資することをめざす。
- ⑤ 上津クリーンセンター及び杉谷埋立地のISO14001の取り組みを継続し、環境に配慮した施設の管理、運営を行う。